

平成 29 年 度

政策評価等の実施状況及びこれらの  
結果の政策への反映状況に関する報告

平成 30 年 6 月



# 『平成 29 年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告』のポイント

## ○ 政策評価法第 19 条<sup>(注)</sup>に基づき、毎年、国会に報告（今年で 16 回目）

（注）行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号）抄  
（国会への報告）

第 19 条 政府は、毎年、政策評価（略）の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

## 1 各行政機関における政策評価の実施状況

### ○ 平成 29 年度の政策評価実施件数は、2,126 件（平成 28 年度実績：2,130 件）

### ○ 事前評価：800 件

- ・ 公共事業 355 件、規制 154 件、研究開発 118 件 等

### ○ 事後評価：1,326 件

- ・ 目標管理型の政策評価<sup>(注)</sup> 300 件
- ・ 未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）を対象に評価 586 件
- ・ 完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）を対象に評価 384 件 等

（注）「目標管理型の政策評価」：各行政機関の主要な「施策」を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する事後評価

## 2 各行政機関における政策評価結果の政策への反映状況

### (1) 事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算概算要求等に反映

### (2) 事後評価結果の政策への反映状況

#### ○ 目標管理型の政策評価

##### ア 政策への反映状況

- ・ これまでの取組を引き続き推進 261 件、施策の改善・見直しを実施 38 件 等

##### イ 予算概算要求への反映状況

- ・ 予算概算要求への反映 273 件

##### ウ 事前分析表の変更状況

- ・ 達成すべき目標を変更 34 件、測定指標を変更 75 件、達成手段を変更 37 件 等

#### ○ 未着手・未了の事業の事後評価

- ・ これまでの取組を引き続き推進 576 件、事業の改善・見直しを実施 9 件 等

## 3 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の実施状況等

### ○ 統一性・総合性確保評価（複数行政機関にまたがる政策について直接評価）

- ・ 「グローバル人材育成の推進」及び「クールジャパンの推進」（勧告）
- ・ 「農林漁業の 6 次産業化の推進」、「女性活躍の推進」、「高度外国人材の受入れ」及び「地籍整備の推進」（評価を実施中）

### ○ 客観性担保評価活動（客観性担保のため各行政機関が行った政策評価について点検） 【租税特別措置等に係る政策評価の点検】

11 行政機関の事前評価のうち、その実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策評価 40 件について重点的に点検

を実施。点検の結果、全部の点検項目において一定の分析はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきものが1件あったが、残りの39件は全部又は一部の点検項目において分析・説明の内容が不十分であった。

#### 【公共事業に係る政策評価の点検】

対象とした政策評価は、2行政機関の9事業区分21件（事前評価8件、再評価13件）。3件について個別事業の評価の見直しを求めるとともに、4件について、費用対効果分析マニュアル等への反映など、事業区分全体としての評価の取扱い等の見直しを求めた。

## 4 平成29年度における政策評価の取組（トピック）

### ○ 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進について

#### 【統計改革推進会議の最終取りまとめ（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）】

- ・ 各行政機関は、EBPM推進統括官（仮称）を置き、政策、施策、事務事業の各段階においてEBPMを推進
- ・ 総務省は、統計等データの分析の妥当性等について、各府省の評価書をチェックするとともに、必要に応じ、具体的改善策を提示（平成29年度）。また、総務省、関係府省及び学識経験者による政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究を実施（30年度）



#### 【平成30年3月政策評価審議会政策評価制度部会取りまとめ】

- 目標管理型の政策評価に係る代表的な評価書を検証し、
- ・ (1)統計等データの利活用状況、(2)分析の妥当性及び(3)目標・測定指標の適切な設定の観点から検証を行い、今後の評価活動におけるデータ分析の徹底等を各府省に通知・公表
  - ・ 政策立案段階における目標・測定指標の適切な設定を図る上で、ロジックモデルの作成・活用が有効な方策である旨提示

#### 【実証的共同研究】

平成30年度においては、女性活躍の推進に関する政策評価におけるデータ分析等を実施予定

### ○ 規制に係る政策評価の制度改正について

#### 【制度改正】（平成29年7月改正、同年10月施行）

平成29年3月に取りまとめられた改善方策の内容を具体化するため、「政策評価に関する基本方針」及び「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」を以下のとおり改正

- ・ 規制の検討から見直しまで（規制のライフサイクル）における評価の活用
- ・ 基本的評価手法の変更（遵守費用の推計を重視等）
- ・ 簡素化した評価手法の導入及び事後評価を実施 等

### ○ 公共事業に係る政策評価の改善方策について

#### 【平成30年3月政策評価審議会政策評価制度部会取りまとめ】

- 完了後の事後評価の改善方策について、以下のとおり取りまとめ
- ・ 実際の状況変化・最新の状況を示すデータを用いた合理的な便益算定の実施
  - ・ 事業のリスクと考えられる事項の蓄積、事業主体等の評価に関する疑義・要望等の集約・フィードバック 等

## はじめに

政策評価制度は、平成 13 年 1 月の中央省庁等改革の柱の一つとして導入されたものである。その後、平成 13 年 6 月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）が制定され、14 年 4 月から施行されている。

政策評価制度は、各行政機関が自ら所掌する政策の効果を測定・分析し、評価を行うことにより、政策の企画立案・実施に役立てることを基本とする制度である。これによって、効率的で質の高い行政や成果重視の行政を実現していくとともに、国民に対する行政の説明責任を果たしていくことを目的としている。また、法第 12 条において、総務省は、各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から評価を行うとともに、各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うものとされている。

本報告は、法第 19 条の規定に基づき、平成 29 年度における政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況について取りまとめ、国会へ提出するものであり、今回で 16 回目の報告となる。

本報告では、まず、「Ⅰ 政策評価制度の概要」において、政策評価制度の導入の経緯や仕組み等について記載し、次に、「Ⅱ 平成 29 年度における政策評価の取組（トピック）」において、平成 29 年度における政策評価の取組として特筆すべきものを記載している。

そして、「Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 29 年度の実施状況等（政府全体の状況）」において、各行政機関が行う政策評価の概要及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の概要を記載している。

## 目 次

<b>I 政策評価制度の概要</b>	
1 政策評価制度の仕組み等-----	1
2 政策評価の実施時期-----	6
3 政策評価の方式等-----	7
<b>II 平成 29 年度における政策評価の取組（トピック）</b>	
1 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進について-----	13
2 規制に係る政策評価の制度改正について-----	15
3 公共事業に係る政策評価の改善方策について-----	17
<b>III 政策評価等に関する計画、平成 29 年度の実施状況等（政府全体の状況）</b>	
1 各行政機関が行う政策評価-----	19
2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価-----	50

\* 本報告において対象としている各行政機関の政策評価は、平成 29 年度に評価書が公表されたものである。

\* 各行政機関別の政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319\\_029.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319_029.html)）に掲載している。

\* 各行政機関の政策評価に関する情報については、総務省ホームページ上の「政策評価ポータルサイト」（[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/portal/index.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index.html)）において、一元的に閲覧・利用することが可能である。

# I 政策評価制度の概要





# 1 政策評価制度の仕組み等

## (1) 政策評価制度の導入

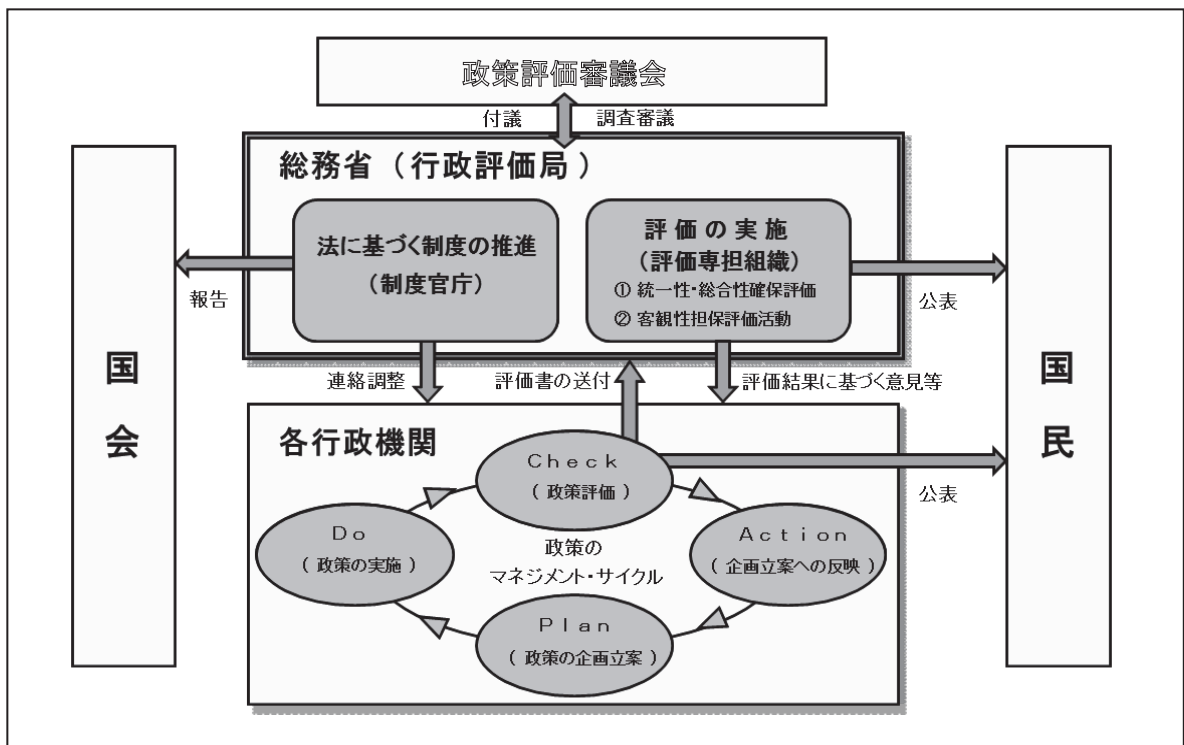
政策評価制度は、国民本位の効率的で質の高い行政の実現などを目的として、中央省庁等改革の柱の一つとして、平成13年1月、全政府的に導入された。同年6月には、制度の実効性を高め、国民の信頼の一層の向上を図るため、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）が制定され、14年4月から施行されている。法施行以降、随時制度の見直しを行いながら、政府全体としての取組が進められている。

【後記 I 図4（8ページ以下）参照】

## (2) 政策評価制度の仕組み

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について自ら評価を行うことが基本である。また、政策を所掌する各行政機関とは異なる評価専担組織としての総務省は、各行政機関が担うことができない、あるいは各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を実施することとされている。

図1 政策評価制度の仕組み



### ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならないこととされている。

## (7) 基本計画及び実施計画の策定

行政機関の長は、当該行政機関の所掌に係る政策について、3年以上5年以下の期間ごとに、計画期間や計画期間内における事後評価の対象政策など当該行政機関における政策評価に関する基本的事項を定めた政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないこととされている。また、事後評価については、その具体的な方法等を定めた事後評価の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を1年ごとに定めなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-（1）（19ページ以下）参照】

## (イ) 事前評価の実施

行政機関は、国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼす政策又は多額の費用を要することが見込まれる政策であり、かつ、評価の方法が開発されているものとして、i) 研究開発、ii) 公共事業、iii) 政府開発援助、iv) 規制及びv) 租税特別措置等に係る政策については、事前評価を実施することが義務付けられている。

## (ウ) 評価書の作成・公表

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、政策評価の観点、政策効果の把握の手法及びその結果、学識経験を有する者の知見の活用に関する事項、政策評価の結果等を記載した評価書を作成し、総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならないこととされている。

## (イ) 政策評価の結果の政策への反映状況の公表

行政機関の長は、評価書の公表のほか、少なくとも毎年1回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならないこととされている。

【後記Ⅲ-1-（3）（27ページ以下）参照】

## イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省は、評価専担組織として、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成できない評価を効果的かつ効率的に行う観点から、以下のような評価活動を実施しており、総務大臣は、必要があると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を公表することとされている。

なお、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画を定めなければならないこととされており、当該計画については、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2-（1）（50ページ以下）参照】

## (7) 統一性又は総合性を確保するための評価

2 以上の行政機関に共通するそれぞれの政策であってその政府全体としての統一性を確保する見地から評価する必要があると認められるもの、又は2以上の行政機関の所掌に係る政策であってその総合的な推進を図る見地から評価する必要があると認められるものについては、総務省が統一性又は総合性を確保するための評価を行うこととされている。

【後記Ⅲ-2-(2)-ア(51ページ以下)参照】

## (4) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、当該行政機関により改めて政策評価が行われる必要がある場合若しくは社会経済情勢の変化等に的確に対応するために当該行政機関により政策評価が行われる必要がある場合において、当該行政機関によりその実施が確保されないと認めるとき、又は行政機関から要請があった場合において、当該行政機関と共同して評価を行う必要があると認めるときには、総務省が当該行政機関の政策について政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を実施することとされている。

【後記Ⅲ-2-(2)-イ(56ページ以下)参照】

## ウ 政策評価の実施状況等の国会への報告

政府は、毎年、各行政機関が行った政策評価及び総務省が行った政策の評価の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならないこととされている。

## エ 政策評価審議会

政策評価に関する基本的事項、各行政機関の政策について行う統一的若しくは総合的な評価又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価に関する重要事項等について調査審議し、総務大臣に意見を述べるため、また、法の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理するため、総務省に政策評価審議会が設置されている。

## (3) 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況（法施行後の推移）

### ア 各行政機関が行う政策評価

各行政機関が行う政策評価は、平成14年度の法施行から29年度までの16年間で延べ78,918件実施されている。

平成14年度以降4年間は毎年度1万件前後で推移したが、17年12月の「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）の改定等を踏まえ、各行政機関において評価対象の重点化・効率化を進めたことなどから、18年度及び19年度は約4,000件となった。

平成20年度は約7,000件と大幅に増加しているが、これは、国土交通省が公共事業について自主的に行っている再評価（事業採択後一定期間（事業の種類に

よって5年又は10年)以上が経過しているものについての評価)の時期が到来したものが多かったことが主な要因である。

平成21年度以降は、国土交通省における再評価の時期が到来したものが少なかったほか、公共事業の評価を行っている行政機関における新規採択に係る評価の件数が減少していること等から、約2,100～2,900件程度で推移しており、29年度は2,126件となっている。

## イ 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

### (7) 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、法が施行された平成14年度以降29年度までに、26テーマについて政策の見直しや改善を図るため、関係行政機関の長への意見通知又は勧告を行っている。

### (1) 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動については、平成16年度から、従来の評価の実施形式の点検(要件審査)に加え、内容に係る点検(内容点検)に着手し、29年度までに計1,803件の政策評価について関係行政機関に対し課題等を指摘している(22年度からは、要件審査及び内容点検は区分せず「点検」として取組状況を整理)。

表1 各行政機関が行う政策評価及び評価専担組織としての総務省が行う政策の評価の取組状況(法施行後の推移)

年度	各行政機関における評価実施件数 (単位:件)	評価専担組織としての総務省が行う政策の評価	
		統一性又は総合性を確保するための評価で勧告等を行ったもの(単位:件) ( )内は評価実施テーマ数で、複数年度にまたがる評価があり、翌年度以降に勧告したものを含む。	政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 ( )内は課題等を指摘した件数
平成14	10,930	2(9)	要件審査結果公表
15	11,177	4(7)	要件審査結果公表
16	9,428	5(5)	要件審査結果公表 内容点検結果公表(11件)
17	9,796	1(7)	要件審査結果公表 内容点検結果公表(23件)
18	3,940	1(6)	要件審査結果公表 内容点検結果公表(25件)
19	3,709	2(6)	要件審査結果公表 内容点検結果公表(47件)
20	7,088	2(5)	要件審査結果公表 内容点検結果公表(50件)
21	2,645	2(4)	要件審査結果公表 内容点検結果公表(39件)
22	2,922	1(3)	点検結果公表 (租特:219件、規制:82件)

23	2,748	1 (3)	点検結果公表 (租特：165件、規制：85件、公共事業(22年度点検分)：52件、公共事業(23年度点検分)：11件)
24	2,631	1 (3)	点検結果公表 (租特：163件、規制：35件、公共事業：13件)
25	2,559	1 (3)	点検結果公表 (租特：221件、規制：54件、公共事業：11件)
26	2,432	1 (2)	点検結果公表 (租特：133件、規制：66件、公共事業(25年度点検分)：3件、公共事業(26年度点検分)：18件)
27	2,657	1 (2)	点検結果公表 (租特：93件、規制：54件、公共事業：8件)
28	2,130	0 (3)	点検結果公表 (租特：71件、公共事業：8件)
29	2,126	1 (6)	点検結果公表 (租特：40件、公共事業：3件)
計	78,918	26	(計 1,803件)

(注) 1 本表の取組状況は、当該年度の本報告書に基づき、作成している。

2 統一性又は総合性を確保するための評価についての個別のテーマ名は、図4(8ページ以下)参照

3 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動について、課題等を指摘した件数には、補足説明の結果、課題等が解消した評価を含む。

## 2 政策評価の実施時期

### (1) 各行政機関が行う政策評価

各行政機関においては、毎年度の業務開始に向け、年度末頃に翌年度の実施計画を策定し、これに基づき政策評価を実施している。

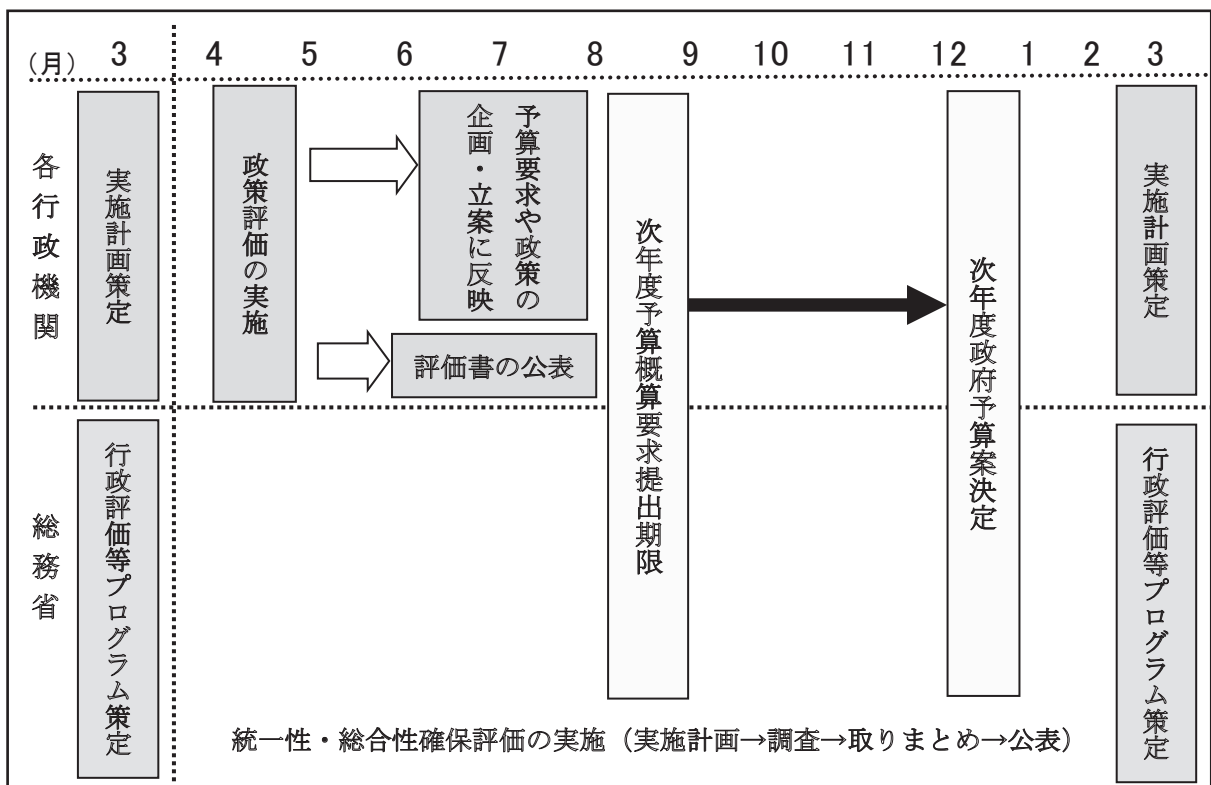
政策評価は、例年、予算要求等に反映させるため、8月末の予算概算要求提出期限までに多く実施されているとともに、公共事業の新規採択等のため、年度末にも多く実施されている。

### (2) 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価については、当該年度以降の3年間についての評価に関する計画に基づき実施している。当該計画は、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえ、毎年度見直し・改定を行うこととしており、総務省が毎年度策定している行政評価等プログラムに掲載している。

【後記Ⅲ-2- (1) (50 ページ以下) 参照】

図2 各行政機関が行う政策評価の実施時期の例及び総務省が行う政策の評価の実施時期



### 3 政策評価の方式等

#### (1) 評価の三方式

各行政機関は、政策の特性等に応じて、「事業評価方式」、「実績評価方式」及び「総合評価方式」やこれらを組み合わせた適切な方式を用いて、政策評価を行っている。

【後記Ⅲ-1-(2)-ア-表2(22ページ)参照】

図3 政策評価の代表的な評価方式

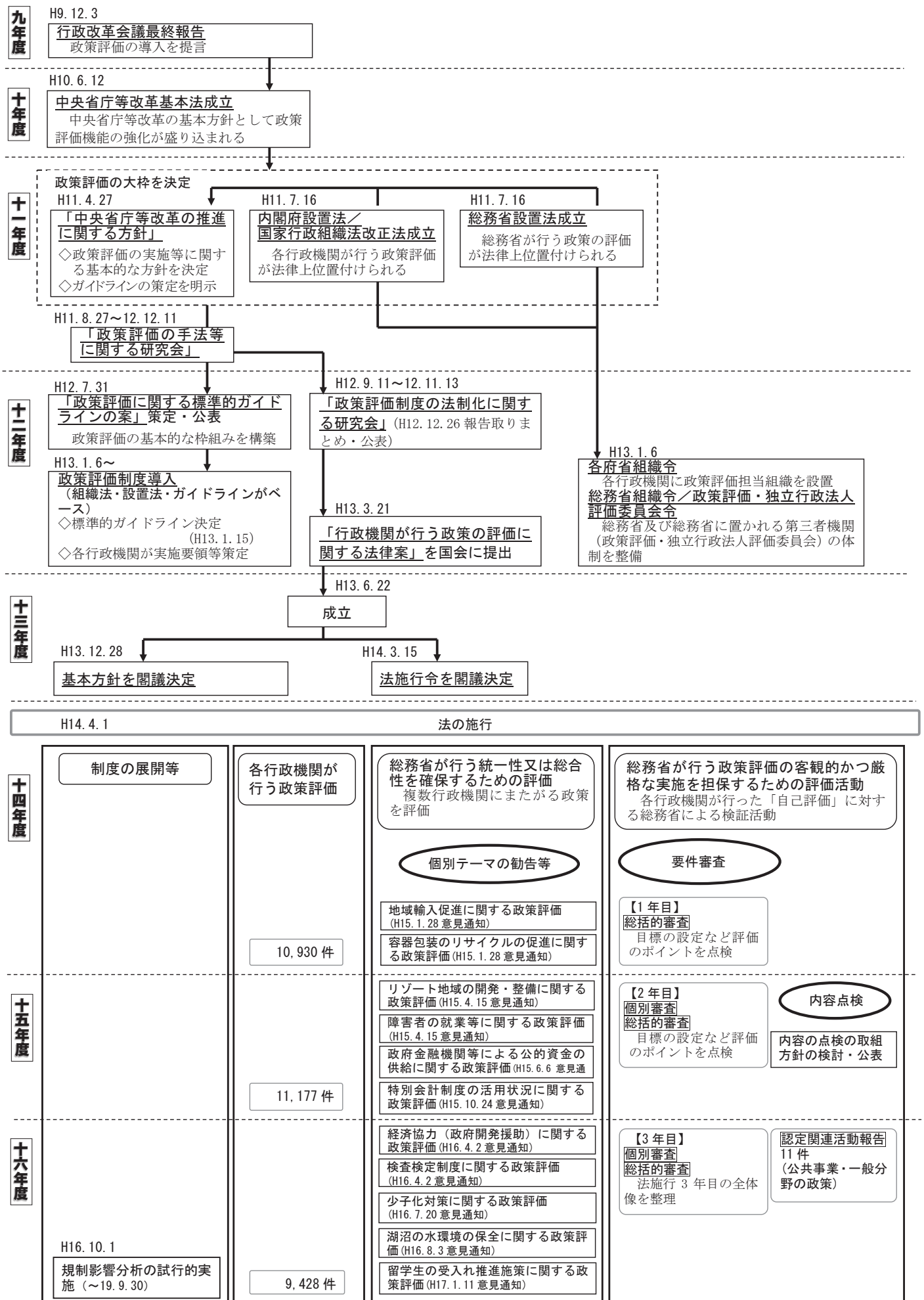
	対 象	時 点	目的・ねらい	方 法
事業 評価 方式	個々の事務 事業が中心、 施策も対象 となる	事前 必要に応じ事 後検証	事業等の採否、選 択等に資する見 地	あらかじめ期 待される政策 効果やそれら に要する費用 等を推計・測定
実績 評価 方式	各行政機関の 主要な政策等	事後 定期的継続的 に実績測定、 目標期間終了 時に達成度を 評価	政策等の不断の 見直しや改善に 資する見地	あらかじめ政 策効果に注目 した達成すべ き目標を設定 し、目標の達成 度合いについて評価
総合 評価 方式	特定のテーマ (狭義の政 策・施策)	事後 一定期間経過 後が中心	問題点を把握し、 その原因を分析す るなど総合的に評 価	政策効果の発 現状況を様々 な角度から掘 り下げて分析 するなど総合 的に評価

#### (2) 目標管理型の政策評価

目標管理型の政策評価は、いわゆる「施策」レベルの政策を対象として、あらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価するものであり、評価方式としては、実績評価方式を用いている。

【後記Ⅲ-1-(2)-イ(24ページ以下)参照】

図4 政策評価制度に関する主な経緯





法施行後 3 年経過			
十七年度	<p>制度の展開等</p> <p>H17. 12. 16</p> <p>◇基本方針の改定 (閣議決定)</p> <p>◇政策評価の実施に関するガイドライン策定</p>	<p>各行政機関が行う政策評価</p> <p>9,796 件</p>	<p>総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価</p> <p>大都市地域における大気環境の保全に関する政策評価 (H18. 3. 31 意見通知)</p> <p>総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動</p> <p>【4 年目】 個別審査 モデル事業評価審査 総括的審査 初めて府省別に整理・分析し、課題を提示</p> <p>認定関連活動報告 23 件 (公共事業・一般分野の政策)</p>
十八年度	<p>H19. 3. 30</p> <p>◇法施行令の一部改正 ◇基本方針の一部変更 →事前評価の義務付け対象に規制を追加</p>	<p>3,940 件</p>	<p>【5 年目】 個別審査 モデル事業評価審査 総括的審査 府省ごとの課題の改善状況を確認</p> <p>認定関連活動報告 25 件 (公共事業・一般分野の政策)</p>
十九年度	<p>H19. 8. 24</p> <p>◇行政機関が行う政策の評価に関する法律施行規則の制定 ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の策定</p> <p>H19. 10. 1 規制の事前評価の義務付け開始</p> <p>H19. 11. 12 平成 19 年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表</p>	<p>3,709 件</p>	<p>リサイクル対策に関する政策評価 (H19. 8. 10 意見通知)</p> <p>P F I 事業に関する政策評価 (H20. 1. 11 勧告)</p> <p>【6 年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 総括的審査 規制の事前評価について新たに点検</p> <p>認定関連活動報告 47 件 (公共事業・一般分野の政策)</p>
二十年度	<p>H20. 11. 26</p> <p>◇平成 19 年度政策評価の重要対象分野の評価結果等について公表 ◇平成 20 年度政策評価の重要対象分野の選定等について公表</p>	<p>7,088 件</p>	<p>自然再生の推進に関する政策評価 (H20. 4. 22 勧告)</p> <p>外国人が快適に観光できる環境の整備に関する政策評価 (H21. 3. 3 勧告)</p> <p>【7 年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 総括的審査 点検項目の重点化</p> <p>認定関連活動報告 5 件 (公共事業：平成 19 年度継続) 45 件 (公共事業・一般分野の政策)</p>
二十一年度	<p>H21. 12. 16 平成 20 年度重要政策の評価の結果等について公表</p> <p>H22. 1. 12 行政評価機能の抜本的強化ビジョン</p>	<p>2,645 件</p>	<p>配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価 (H21. 5. 26 勧告)</p> <p>世界最先端の「低公害車」社会の構築に関する政策評価 (H21. 6. 26 勧告)</p> <p>【8 年目】 個別審査 成果重視事業評価審査 規制の事前評価の審査 総括的審査 規制の事前評価について個別に点検</p> <p>認定関連活動報告 4 件 (公共事業：平成 20 年度継続) 35 件 (公共事業・一般分野の政策)</p>
二十二年度	<p>H22. 5. 25 ◇基本方針の一部変更</p> <p>H22. 5. 28 ◇法施行令の一部改正 ◇「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」の策定 ◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の策定</p> <p>租税特別措置等の政策評価の義務付け開始</p>	<p>2,922 件</p>	<p style="text-align: center;">点 検</p> <p>※要件審査と内容点検は区分せず「点検」として整理</p> <p>【9 年目】 成果重視事業評価審査 租税特別措置等評価の点検 219 件 規制の事前評価の点検 82 件</p> <p>・租税特別措置等評価について初めて点検 ・公共事業に係る政策評価の平成 22 年度点検分について、平成 23 年 3 月に東日本大震災が発生したことを受け、翌年度まで継続して点検</p>

二十三年度	<p>制度の展開等</p> <p>H24. 3. 27</p> <p>◇「政策評価の実施に関するガイドライン」の改正</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の策定</p>	<p>各行政機関が行う政策評価</p> <p>2,748 件</p>	<p>総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価 複数行政機関にまたがる政策を評価</p> <p>児童虐待の防止等に関する政策評価 (H24. 1. 20 勧告)</p>	<p>総務省が行う政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動 各行政機関が行った「自己評価」に対する総務省による検証活動</p> <p>【10 年目】 租税特別措置等評価の点検 165 件 規制の事前評価の点検 85 件 公共事業に係る政策評価の点検 (22 年度点検分) 52 件 公共事業に係る政策評価の点検 (23 年度点検分) 11 件</p>
二十四年度	<p>H24. 4～</p> <p>◇事前分析表及び評価書の標準様式の導入</p>	<p>2,631 件</p>	<p>法曹人口の拡大及び法曹養成制度の改革に関する政策評価 (H24. 4. 20 勧告)</p>	<p>【11 年目】 租税特別措置等評価の点検 163 件 規制の事前評価の点検 35 件 公共事業に係る政策評価の点検 13 件</p>
二十五年	<p>H25. 4. 26</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の改善方針に係る取組について」の改正</p> <p>H25. 8. 5</p> <p>◇「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」の改正</p> <p>H25. 12. 20</p> <p>◇「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」の策定</p>	<p>2,559 件</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進に関する政策評価 (H25. 6. 25 勧告)</p>	<p>【12 年目】 租税特別措置等評価の点検 221 件 規制の事前評価の点検 54 件 公共事業に係る政策評価の点検 11 件</p>
二十六年	<p>H26. 4～</p> <p>◇「目標管理型の政策評価」の標準化・重点化の導入</p>	<p>2,432 件</p>	<p>消費者取引に関する政策評価 (H26. 4. 18 勧告)</p>	<p>【13 年目】 租税特別措置等評価の点検 133 件 規制の事前評価の点検 66 件 公共事業に係る政策評価の点検 (25 年度点検分) 3 件 公共事業に係る政策評価の点検 (26 年度点検分) 18 件</p>
二十七年	<p>H27. 4. 1</p> <p>◇「政策評価審議会」の発足 → 政策評価・独立行政法人評価委員会を改組</p>	<p>2,657 件</p>	<p>食育の推進に関する政策評価 (H27. 10. 23 意見通知)</p>	<p>【14 年目】 租税特別措置等評価の点検 93 件 規制の事前評価の点検 54 件 公共事業に係る政策評価の点検 8 件</p>
二十八年		<p>2,130 件</p>		<p>【15 年目】 租税特別措置等評価の点検 71 件 公共事業に係る政策評価の点検 8 件</p>
二十九年	<p>H29. 7. 28</p> <p>◇基本方針の一部変更 ◇「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の一部改正</p>	<p>2,126 件</p>	<p>グローバル人材育成の推進に関する政策評価 (H29. 7. 14 勧告)</p>	<p>【16 年目】 租税特別措置等評価の点検 40 件 公共事業に係る政策評価の点検 7 件</p>

三  
十  
年  
度

		クールジャパンの推進に関する政策評価 (H30.5.18 勧告)	
--	--	-------------------------------------	--

(注) 上記の件数は点検の過程において、課題等を指摘した件数（補足説明の結果課題等が解消した評価を含む。）である。



## Ⅱ 平成 29 年度における政策評価の取組（トピック）



## 1 証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進について

### (1) 証拠に基づく政策立案（EBPM）の背景

政府全体として証拠に基づく政策立案（EBPM）を推進し、国民により信頼される行政の実現に資するため、統計改革推進会議において、統計等データを用いた事実・課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善、その基盤である統計等データの整備・改善等に係る検討が行われ、平成29年5月19日に最終取りまとめがなされた。

同取りまとめにおいて、各行政機関は、EBPM推進統括官（仮称）を置き、政策、施策、事務事業の各段階においてEBPMを推進し、政策の評価を、政策改善と次なる政策立案につなげていくこととされた。

### (2) 政策評価審議会における検討

#### ア 背景・経緯

各行政機関では、主要な政策についての事後評価として、いわゆる「施策」単位で、あらかじめ設定した目標の実績を測定し、達成度合いを評価する目標管理型の政策評価が広く行われており、政策評価審議会政策評価制度部会の下に設置されている目標管理型評価ワーキング・グループにおいては、目標管理型の政策評価について、検討を行っている。

平成29年度は、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）において、EBPMの推進に関する政策評価における取組の一つとして、総務省は統計等データの利活用状況、分析の妥当性等について、各府省から提出された評価書をチェックするとともに、必要に応じ、具体的改善策を提示することとされた。

#### イ 検証結果等

これを踏まえ、目標管理型評価ワーキング・グループにおいて、平成28年度実施施策に関する目標管理型の政策評価の評価書のうち代表的なものについて、①統計等データの利活用状況、②分析の妥当性及び③目標・測定指標の適切性について検証を行い課題を整理し、事前分析表及び評価書の作成上の工夫や、目標・測定指標の適切な設定を図る上で有効な方策の一つであるロジックモデルの作成・活用に関する考え方等を内容とする目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成29年度）を、平成30年3月に同部会として取りまとめた（図1）。

また、「統計改革推進会議最終取りまとめ」において、同取組の一つとして、総務省は「EBPMのリーディングケースの提示を目指し、総務省、関係府省及び学識経験者による政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究を行う」こととされており、平成30年度に、本共同研究として、女性活躍の推進に関する政策評価におけるデータ分析など数件を実施する予定としている。

図1 目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成29年度）について

<p>「目標管理型の政策評価の改善方策（平成28年度）」及び「統計改革推進会議最終取りまとめ」を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度実施施策に関する目標管理型評価の評価書のうち代表的なものについて、(1)統計等データの活用状況、(2)分析の妥当性、(3)目標・測定指標の適切な設定の観点から、<b>検証を行い課題を整理</b></li> <li>特に、目標・測定指標の適切な設定を図る上で有効な方策の1つとして、<b>ロジックモデルの作成・活用に関する考え方を整理</b></li> </ul>													
<p><b>【検証結果の概要】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>①統計等データの活用状況及び分析の妥当性</th> <th>②目標・測定指標の適切な設定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検証の観点</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価書にデータ及びその所在情報の記載があるか</li> <li>測定指標の目標達成・未達成の判断は合理的か 等（8項目）</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>目標が抽象的なものになっていないか 等（10項目）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>検証の結果</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>統計等データを活用した測定指標が設定されているが、その記載の程度については、各評価書により差が見られる。</li> <li>達成手段の目標への寄与等や外部要因等の影響について分析されている評価書はわずか。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>目標が抽象的なため、施策の目指す水準が明確でない。</li> <li>測定指標の目標値が定量的に設定されていない。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>改善方策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインに掲げられた評価書作成に係る事項の徹底（政策の見直しに貢献していく観点からの評価の徹底（①外部要因の分析、②達成手段の目標への寄与の検証、③目標の見直し等））</li> <li>投入した予算・人員の規模の大きい事業や目標達成に貢献している事業について、重点的に説明・分析。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインに掲げられた事前分析表作成に係る事項の徹底（①いつまでに、何について、どのようなことを実現するのかを示す目標の設定、②測定指標の原則数値化。数値化が困難で定性的な指標についても達成すべき水準を具体的に特定し、事後検証を可能とする。）</li> <li>定量的な測定指標の設定が難しい施策については、目標管理型評価によらない評価などを行うことも検討。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>			①統計等データの活用状況及び分析の妥当性	②目標・測定指標の適切な設定	検証の観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価書にデータ及びその所在情報の記載があるか</li> <li>測定指標の目標達成・未達成の判断は合理的か 等（8項目）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標が抽象的なものになっていないか 等（10項目）</li> </ul>	検証の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計等データを活用した測定指標が設定されているが、その記載の程度については、各評価書により差が見られる。</li> <li>達成手段の目標への寄与等や外部要因等の影響について分析されている評価書はわずか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標が抽象的なため、施策の目指す水準が明確でない。</li> <li>測定指標の目標値が定量的に設定されていない。</li> </ul>	改善方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインに掲げられた評価書作成に係る事項の徹底（政策の見直しに貢献していく観点からの評価の徹底（①外部要因の分析、②達成手段の目標への寄与の検証、③目標の見直し等））</li> <li>投入した予算・人員の規模の大きい事業や目標達成に貢献している事業について、重点的に説明・分析。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインに掲げられた事前分析表作成に係る事項の徹底（①いつまでに、何について、どのようなことを実現するのかを示す目標の設定、②測定指標の原則数値化。数値化が困難で定性的な指標についても達成すべき水準を具体的に特定し、事後検証を可能とする。）</li> <li>定量的な測定指標の設定が難しい施策については、目標管理型評価によらない評価などを行うことも検討。</li> </ul>
	①統計等データの活用状況及び分析の妥当性	②目標・測定指標の適切な設定											
検証の観点	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価書にデータ及びその所在情報の記載があるか</li> <li>測定指標の目標達成・未達成の判断は合理的か 等（8項目）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標が抽象的なものになっていないか 等（10項目）</li> </ul>											
検証の結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計等データを活用した測定指標が設定されているが、その記載の程度については、各評価書により差が見られる。</li> <li>達成手段の目標への寄与等や外部要因等の影響について分析されている評価書はわずか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標が抽象的なため、施策の目指す水準が明確でない。</li> <li>測定指標の目標値が定量的に設定されていない。</li> </ul>											
改善方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインに掲げられた評価書作成に係る事項の徹底（政策の見直しに貢献していく観点からの評価の徹底（①外部要因の分析、②達成手段の目標への寄与の検証、③目標の見直し等））</li> <li>投入した予算・人員の規模の大きい事業や目標達成に貢献している事業について、重点的に説明・分析。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインに掲げられた事前分析表作成に係る事項の徹底（①いつまでに、何について、どのようなことを実現するのかを示す目標の設定、②測定指標の原則数値化。数値化が困難で定性的な指標についても達成すべき水準を具体的に特定し、事後検証を可能とする。）</li> <li>定量的な測定指標の設定が難しい施策については、目標管理型評価によらない評価などを行うことも検討。</li> </ul>											
<p><b>【ロジックモデルの作成のメリット】</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border: 1px dashed gray; padding: 5px;"> <p>目標、測定指標、達成手段の各要素の適切な設定を確認し、十分な分析を行うためには、施策がどのような手段により、何を達成しようとしているかを一覧できる「ロジックモデル」を作成し、参考にすることが考えられる。</p> </div> <div style="width: 60%;"> <p><b>(1) 「目的－手段」の関係の可視化</b> 達成手段、アウトプット、アウトカムがどのようにつながるのかが明確になる。</p> <p><b>(2) 指標の設定・改善</b> 現状の測定指標がロジックのどの部分を測定しているのかが整理され、測定指標の追加の検討に資する。</p> <p><b>(3) 施策の分析及び改善の検討</b> 施策の実施後にロジックモデルを振り返り、達成手段が十分寄与したか等についてたどることにより、施策の分析及び改善の検討に資する。</p> </div> </div>													
<p><b>【ロジックモデルの作成の留意点】</b></p> <p>評価を行う際に有用な情報を提供するものであるが、施策の規模や属性に応じて個別に検討すべきであり、作成について統一なルールはない。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>ロジックモデルの活用のあり方は、EBPMに係る実証的共同研究等において引き続き検討</p>													

(注) 「目標管理型の政策評価に係る評価書の検証結果等（平成29年度）」（平成30年3月2日政策評価審議会政策評価制度部会決定）については、総務省ホームページ（URL：[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000543572.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000543572.pdf)）参照

### (3) 政策評価に関する統一研修

総務省行政評価局では、従前から政策評価に従事する職員等を対象として研修を実施しているが、平成29年度においては、EBPMの推進にも資するよう「「エビデンス」と「評価」はなぜ政策現場で疎んじられるのか?」、「データに基づく問題解決」及び「政策評価による課題の解決」をテーマとする研修を実施したほか、ロジックモデルに関する演習型の研修等も実施した。



## 2 規制に係る政策評価の制度改正について

### (1) 規制に係る政策評価の概要

各行政機関では、規制（社会秩序の維持、生命の安全、環境の保全、消費者の保護等の行政目的のため、国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すもの）の新設又は改廃を目的とする政策について、事前評価の実施が義務付けられている。

### (2) 政策評価審議会における検討

#### ア 背景・経緯

規制の事前評価をめぐっては、政策評価・独立行政法人評価委員会の提言（平成 27 年 3 月 9 日）において、今後の課題として、「各府省が作成する評価書は質が向上し、説明責任を果たすことにも貢献しているが、費用や便益の定量化・金銭価値化が不十分である上、評価書の作成・公表のタイミングについても検討の必要がある」、「評価結果が規制の新設・改廃の検討により活用されるよう、総務省としても検討を進めるべきである」とされた。

#### イ 改善方策

政策評価審議会においては、政策評価制度部会に規制評価ワーキング・グループを設置し、規制に係る政策評価について、①規制の事前評価から規制のライフサイクル評価へ、②費用便益分析から影響評価へ、③遵守費用推計を優先する及び④事前評価の内容にメリハリをつけるといった方向性から検討・議論を行い、平成 29 年 3 月に同部会は、同ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、改善方策を提示した。

### (3) 改善方策を踏まえた制度改正

同改善方策の内容を具体化するため、平成 29 年 7 月に、基本方針を一部変更し、併せて、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）の一部改正を行い、29 年 10 月から施行した。

#### 「政策評価に関する基本方針」の一部変更のポイント

- 各行政機関が定める基本計画における事後評価の対象政策として定めるべきものとして、規制に係る政策を記述することにより、事前評価を実施した規制について事後評価を新たに義務付け
- ※ 法第 8 条「行政機関は、基本計画及び実施計画に基づき、事後評価を行わなければならない。」

## 「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」の一部改正のポイント

### (1) 規制のライフサイクルにおける評価の活用

⇒ 規制の検討から、見直し（改正又は廃止）に至るまで、その一連を「規制のライフサイクル」として捉え、規制検討段階、コンサルテーション段階、規制決定段階、事後評価段階といった、各段階において望まれる評価の活用方法を記載

### (2) 基本的な評価の内容

⇒ 費用便益分析を前面に出した現行の仕組みから、規制の新設又は改廃によって生じる社会、経済、環境といった様々な分野への影響を漏れなく想定することに重点を置く。

また、規制措置は、国民（事業者や個人）に対し遵守費用の負担を求めるものであることから、想定される影響のうち、特に遵守費用の推計を重視（少なくとも定量化）

### (3) 簡素化した評価手法

⇒ 国際条約批准に伴う規制など、行政の意思決定要素が少ない規制政策等を対象に、新たに簡素化した評価手法による評価を導入

### (4) 事後評価の実施

⇒ 事前評価書に記載された費用と効果の想定と事後評価時に把握した実際の費用と効果を比較の上、検証し、既に導入された規制の妥当性を確認する。

(注) 基本方針及び「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。平成29年7月の一部改正により、名称を「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」から「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」に変更している。）については、総務省ホームページ（URL：[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/seisaku\\_n/seisaku\\_hourei.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/seisaku_hourei.html)）参照

### 3 公共事業に係る政策評価の改善方策について

#### (1) 公共事業に係る政策評価の概要

公共事業を所管する各行政機関は、事業費 10 億円以上を要することが見込まれる個々の公共事業について事前評価を実施するとともに、政策決定後 5 年を経過した時点で未着手である公共事業や政策決定後 10 年を経過した時点で未了である公共事業等について事後評価（再評価）を実施することとされている。これに加え、農林水産省及び国土交通省においては、自主的に事業完了後の事後評価が実施されている。

#### (2) 政策評価審議会における検討

##### ア 背景・経緯

公共事業に係る政策評価については、各行政機関において、費用便益分析を中心に評価手法がおおむね確立されてきていることや、人口減少や高齢化等公共事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえ、評価の質の一層の向上に向けた検討を行うために、平成 28 年 4 月に政策評価審議会政策評価制度部会の下に公共事業評価ワーキング・グループを設置し、完了後の事後評価を主要な検討課題として、総務省が行う点検<sup>(注)</sup>等により把握した実態を基に課題等を検討・整理し、有効と考えられる改善方策の検討を進めることとした。

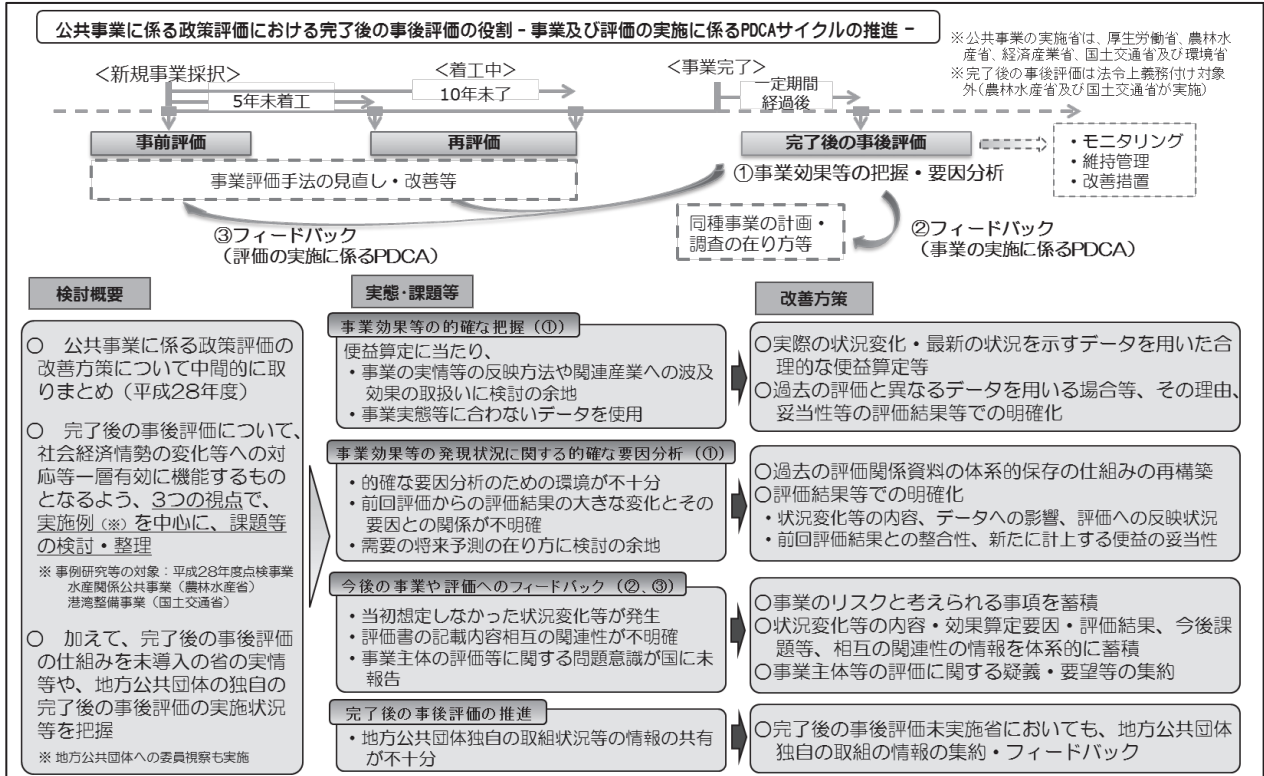
(注) 平成 29 年度に実施した公共事業に係る政策評価の点検結果については、後記Ⅲ-2- (2) -イ- 表 11 (56 ページ以下) 参照

##### イ 改善方策

平成 28 年度は、①事業効果等の的確な把握と事業効果等の発現状況に関する的確な要因分析の実施、②個別事業の改善措置等の検討への活用及び③今後の同種事業や評価への活用について、平成 29 年 3 月、完了後の事後評価の改善方策として中間的に取りまとめた。

平成 29 年度は、28 年度における審議・検討の経緯を踏まえ、完了後の事後評価の実施例を基にして、完了後の事後評価の取組を推進するに当たっての課題と考えられる事項の検討・整理を行うとともに、完了後の事後評価の仕組みを導入していない省の実情等や独自に完了後の事後評価を実施している地方公共団体における取組の実態等の把握・整理等も行った。それらを基に、①実際の状況変化・最新の状況を示すデータを用いた合理的な便益算定の実施、②過去の評価関係資料の体系的保存の仕組みの再構築、③事業のリスクと考えられる事項の蓄積や事業主体等の評価に関する疑義・要望等の集約、④地方公共団体独自の取組に関する情報の集約・フィードバック等について、平成 30 年 3 月、改善方策として取りまとめた（図 2）。

図2 「公共事業に係る政策評価の改善方策（平成29年度最終取りまとめ）」概要



(注) 「公共事業に係る政策評価の改善方策（平成29年度最終取りまとめ）」（平成30年3月2日政策評価審議会政策評価制度部会決定）については、総務省ホームページ（URL：[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/00536372.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/00536372.pdf)）参照

### Ⅲ 政策評価等に関する計画、平成 29 年度の実施状況等 (政府全体の状況)



## 1 各行政機関が行う政策評価

### (1) 政策評価に関する計画の策定状況

#### ア 基本計画（法第6条第1項）及び実施計画（法第7条第1項）の計画期間

各行政機関が定める基本計画（3年以上5年以下の期間ごと）及び実施計画（1年ごと）の計画期間については、表1のとおりとなっている。

基本計画の計画期間については、5年と定めている機関が14機関、3年と定めている機関が6機関、その他1機関となっている。

また、実施計画の計画期間については、全ての機関で、会計年度（4月から翌年の3月まで）としている。

#### イ 政策評価の実施に関する事項（法第6条第2項第5号及び第7条第2項）

##### (7) 事前評価

各行政機関では、基本計画において、事前評価の対象とする政策及びその評価方式について、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられている政策（一定の要件に該当する研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等）のほか、義務付けられていない政策についても実施又は実施に努める旨を定めている。

##### (4) 事後評価

各行政機関では、毎年定めている実施計画において、次の3類型ごとに事後評価の対象とする政策及びその評価方式を定めている。


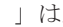
- ① 行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策として基本計画に掲げる政策（法第7条第2項第1号）
- ② 政策の決定後5年経過しても着手していない政策（「未着手」（法第7条第2項第2号イ））及び政策の決定後10年経過しても完了していない政策（「未了」（法第7条第2項第2号ロ））
- ③ その他の政策（法第7条第2項第3号）

(表1)

(注) 各行政機関の計画の策定状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyoka/seisaku\\_n/fusyoku\\_keikaku.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyoka/seisaku_n/fusyoku_keikaku.html))（政策評価ポータルサイト（各府省の「基本計画、実施計画」へのリンク））参照

表1 基本計画及び実施計画の策定状況

基本計画期間	行政機関名	計画期間の設定状況								
		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
5年	宮内庁					←→				
	金融庁					←→				
	消費者庁					←→				
	復興庁					←→				
	総務省					←→				
	法務省					←→				
	外務省					←→				
	財務省					←→				
	文部科学省					←→				
	厚生労働省					←→				
	農林水産省					←→				
	国土交通省					←→				
	環境省					←→				
	防衛省					←→				
3年	内閣府					←→				
	公正取引委員会					←→				
	国家公安委員会・警察庁					←→				
	公害等調整委員会					←→				
	経済産業省					←→				
	原子力規制委員会					←→				
その他	個人情報保護委員会					←→				

(注) 1 本表は、各行政機関の基本計画及び実施計画を基に作成した。  
 2 「」は基本計画の計画期間、「」は実施計画の計画期間を表す。  
 3 個人情報保護委員会は、特定個人情報保護委員会（平成26年1月1日設置）を改組して、平成28年1月1日に設置されたため、上記のような基本計画の期間となっている。



## (2) 政策評価の実施状況

### ア 政策評価の実施件数等

各行政機関において行われた政策評価の実施件数、その対象とした政策及び評価方式については、表2のとおりとなっており、各行政機関において行われた評価実施件数の合計は2,126件である（平成28年度2,130件）。これを事前評価、事後評価別にみると図1のとおりとなっており、その内容は以下のとおりである。

#### (ア) 事前評価

事前評価は800件であり、対象別の実施状況は図2のとおりとなっている。

法で義務付けられている特定5分野の政策（研究開発、公共事業、政府開発援助、規制及び租税特別措置等をいう。）を対象としたものは786件となっており、上位3分野の件数をみると、公共事業を対象とした評価（事業評価方式）が最も多く355件、次いで規制を対象とした評価（事業評価方式）が154件、研究開発を対象とした評価（事業評価方式）が118件の順となっている。

#### (イ) 事後評価

事後評価は1,326件であり、対象別の実施状況は図3のとおりとなっている。

未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）を対象としたものが最も多く586件、次いで完了後・終了時の事業等（研究開発、公共事業等）を対象としたものが384件、一般分野の政策を対象とした目標管理型の政策評価（実績評価方式）が300件の順となっている。

（表2、図1、図2、図3）

表2 政策評価の実施状況（評価実施件数等）

（単位：件）

行政機関名	事前評価										事後評価										小計
	公共事業 （官庁営 業等 を含む） を 対象 （事業評 価方式）	規制を対 象（事業 評価方 式）	研究開発 を 対象 （事業評 価方式）	租税特別 措置等 を 対象 （事業評 価方式）	政府開発 援助を 対象 （総合 評価方 式）	一般分野 の政策を 対象 （事業評 価方式）	実施中の政策（未着手・未了除く）		租税特 別措置 等 を 対象 （事業 評価方 式）	公共事 業（官庁 営業等） を 対象 （事業 評価方 式）	未着手・未了 政府開発 援助を 対象 （総合 評価方 式）	研究開発 を 対象 （事業評 価方式）	完了後、終了時 （官庁営 業等 を含む） を 対象 （事業評 価方式）	一般分野 の政策を 対象 （事業評 価方式）							
							目標管 理型の 政策評 価（実 績評価 方式）	一般分野の政策を 対象													
								左記以外 総合 評価 方式							事業 評価 方式						
内閣府	0	3	0	7	0	10	1	0	0	0	0	0	0	0	33	43					
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1					
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1					
国家公安委員会・警察庁	0	20	0	0	0	20	0	1	0	0	0	0	0	0	20	40					
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4					
金融庁	0	6	0	2	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	20	28					
消費者庁	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	10	12					
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
総務省	0	7	4	6	0	17	6	0	0	0	0	2	0	0	8	25					
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	4					
法務省	0	9	0	0	0	11	13	0	0	0	0	0	0	4	17	28					
外務省	0	0	0	0	79	79	12	0	0	0	23	0	0	0	35	114					
財務省	0	4	0	0	0	4	30	0	0	0	0	0	0	0	31	35					
文部科学省	0	4	6	2	0	12	6	0	0	0	0	0	0	0	6	18					
厚生労働省	10	29	28	11	0	78	14	1	0	0	0	15	0	0	207	285					
農林水産省	176	9	8	6	0	199	3	0	0	8	88	0	100	0	199	398					
経済産業省	0	12	15	29	0	56	27	0	0	1	0	1	0	0	29	85					
国土交通省	168	37	44	10	0	271	44	4	0	34	1	459	0	0	644	915					
環境省	1	9	0	4	0	14	26	0	0	0	1	0	0	0	27	41					
原子力規制委員会	0	3	0	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	6	9					
防衛省	0	0	13	3	0	16	24	0	0	0	0	0	0	0	24	40					
計	355	154	118	80	79	800	300	6	3	36	11	563	209	171	1,326	2,126					
										356		586		384							

(注) 1 事前評価の「公共事業（官庁営業等を含む）」を「租税特別措置等を対象」、「研究開発を对象」、「規制を对象」、「政府開発援助を对象」、「一般分野の政策を对象」として計上した（以下表5において同じ）。  
 2 事前評価及び事後評価の「規制を对象」欄の評価については、一つの評価書で複数の評価が行われている場合、当該評価の数を実施件数として計上した（以下表5において同じ）。  
 3 事後評価の「未着手・未了」欄には、法第7条第2項第2号の規定により事後評価が義務付けられているもののほか、各行政機関が自主的に評価を実施しているものが含まれる（以下表5において同じ）。  
 4 「一般分野の政策」とは、特定5分野の政策を除く政策をいう（以下表5において同じ）。

図1 政策評価の実施状況（事前・事後別評価実施件数）

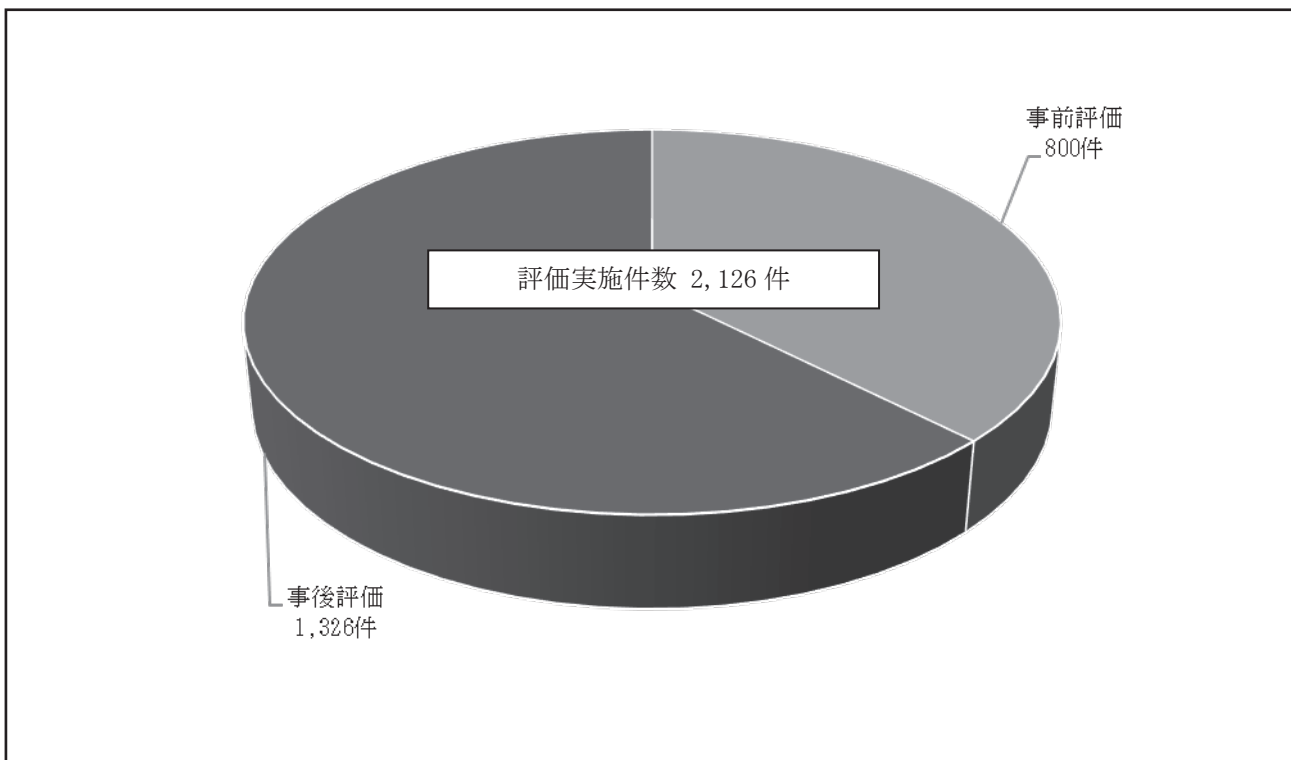


図2 事前評価の対象別の実施状況（評価実施件数）

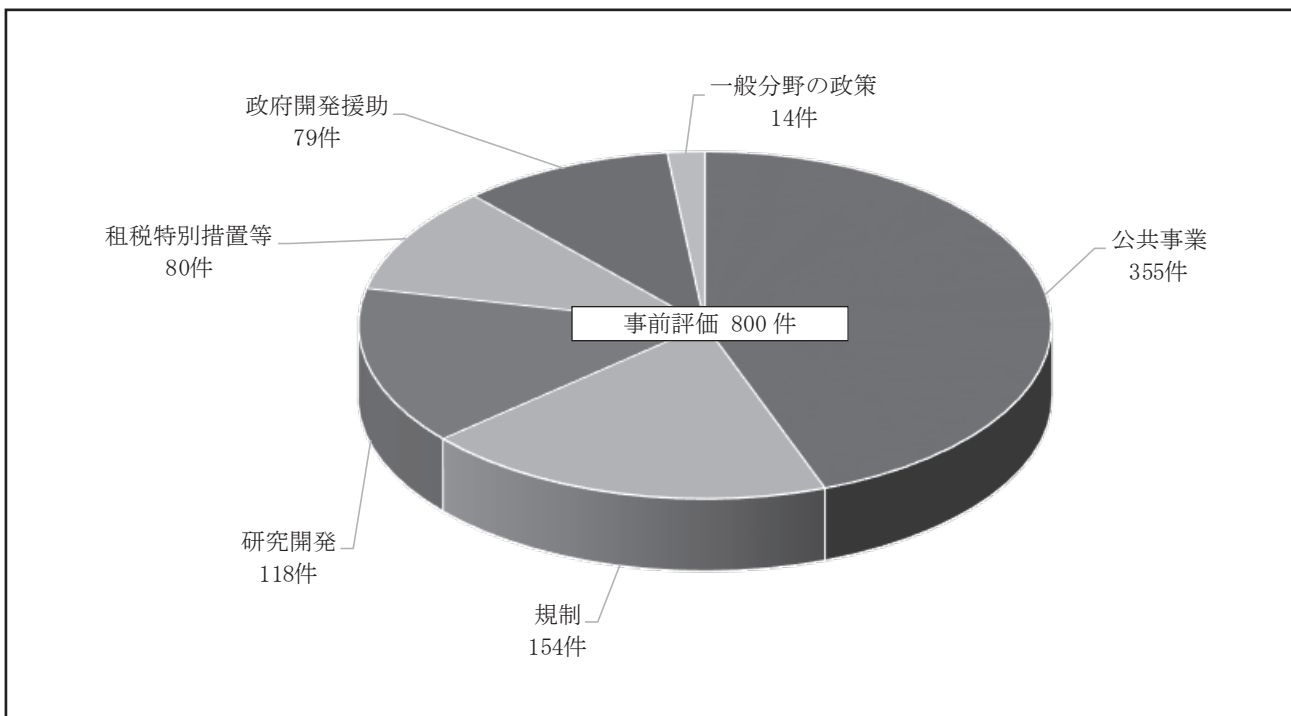
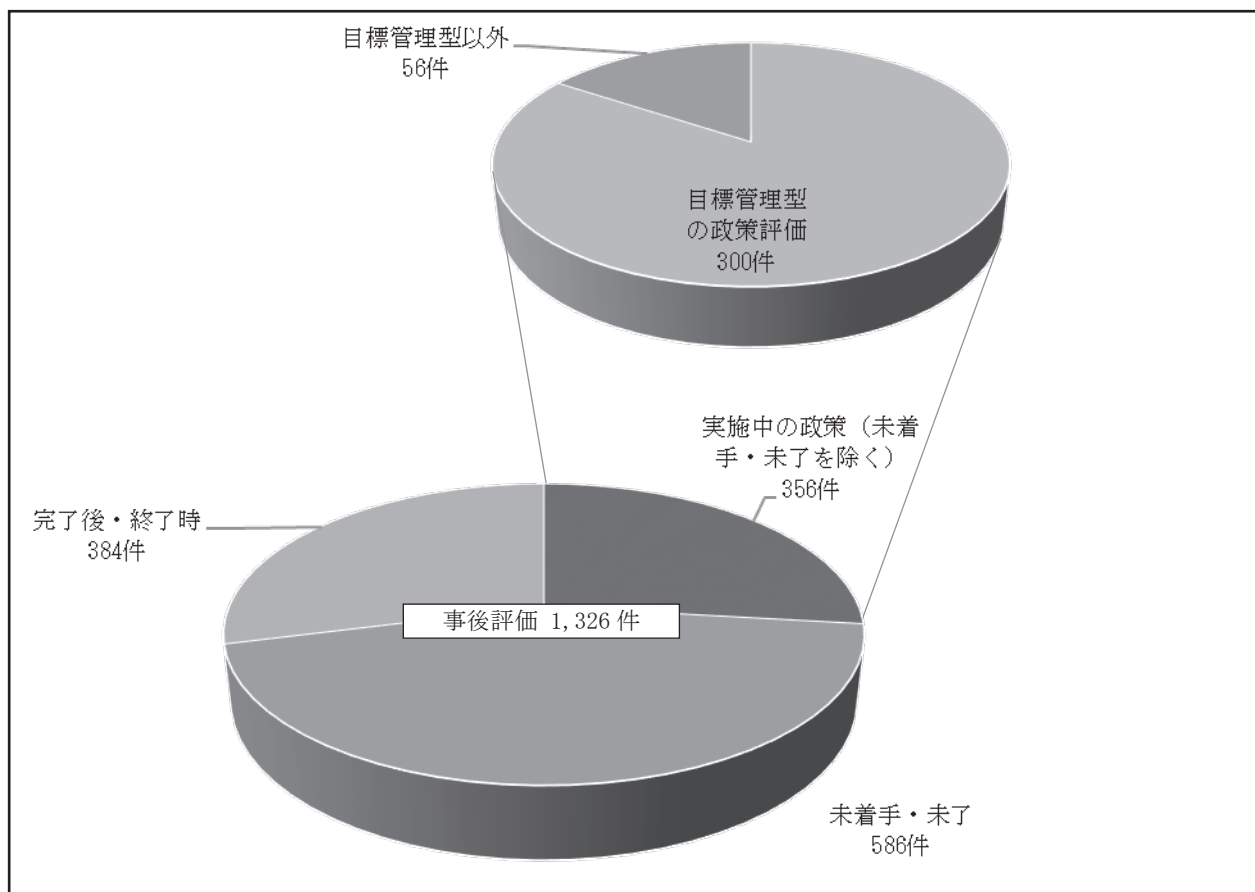


図3 事後評価の対象別の実施状況（評価実施件数）



#### イ 目標管理型の政策評価（実績評価方式）の結果

(ア) 目標管理型の政策評価は、評価対象施策の進捗状況を横断的に分かりやすく把握できるようにするために、各行政機関共通の5区分で目標の達成度合いを明示することとされている（「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）3(1)）。

(イ) 各行政機関において行われた目標管理型の政策評価の合計は300件となっている。共通5区分による評価結果の状況をみると、表3のとおり、「目標超過達成」が1件（0.3%）、「目標達成」が98件（32.7%）、「相当程度進展あり」が169件（56.3%）、「進展が大きくない」が31件（10.3%）、「目標に向かっていない」が0件（0.0%）等であり、「相当程度進展あり」以上の割合は、89.3%となっている。

なお、全ての評価結果が「相当程度進展あり」以上としている機関は、平成29年度に目標管理型の政策評価を実施している19機関中12機関となっている。

（表3）

表3 共通5区分による評価結果の状況

(単位：件)

行政機関名	目標超過 達成	目標達成	相当程度 進展あり	進展が大 きくない	目標に向 かってい ない	その他	計
内閣府	0	16	13	2	0	1	32
宮内庁	—	—	—	—	—	—	—
公正取引委員会	0	0	1	0	0	0	1
国家公安委員会・ 警察庁	0	1	13	4	0	0	18
個人情報保護委員会	0	2	2	0	0	0	4
金融庁	0	10	10	0	0	0	20
消費者庁	0	9	1	0	0	0	10
復興庁	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	1	5	0	0	0	6
公害等調整委員会	0	3	1	0	0	0	4
法務省	0	7	6	0	0	0	13
外務省	0	0	12	0	0	0	12
財務省	0	20	9	1	0	0	30
文部科学省	0	0	6	0	0	0	6
厚生労働省	1	3	9	1	0	0	14
農林水産省	0	0	3	0	0	0	3
経済産業省	0	6	20	1	0	0	27
国土交通省	0	12	12	20	0	0	44
環境省	0	3	21	2	0	0	26
原子力規制委員会	0	4	2	0	0	0	6
防衛省	0	1	23	0	0	0	24
計	1 (0.3%)	98 (32.7%)	169 (56.3%)	31 (10.3%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)	300 (100%)

(注) 1 宮内庁は、目標管理型の政策評価の対象となる政策がないため、評価を実施していない。

2 復興庁は、平成 29 年度においては、全施策についてあらかじめ設定した目標等の達成度の実績の測定（モニタリング）を実施しているが、評価は実施していない。

3 「その他」は、評価書の公表時点で、目標達成度合いを判断するためのデータが間に合わなかったため、共通5区分による区分を行っていないものである。

### ウ 公共事業等の休止又は中止事業数等

未着手・未了の事業のうち、政策評価の結果を踏まえ、平成29年度に休止又は中止することとした公共事業等はない。

なお、法が施行された平成14年度から29年度までの16年間で、休止又は中止することとした公共事業等は、表4のとおり、合計318事業であり、総事業費の合計は約55,818（55,412）億円となっている。

（表4）

表4 公共事業等の休止又は中止事業数、総事業費（上段：事業数、下段：総事業費（単位：億円））

年度	外務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	合計
平成14	—	—	8 (338)	—	37 (11,353)	45 (11,691)
15	4 (505)	2 (194)	1 (14)	3 (1,217)	43 (6,940)	53 (8,870)
16	3 (481)	1 (68)	3 (17)	2 (1,430)	16 (1,330)	25 (3,326)
17	—	5 (1,540)	13 (238)	1 (435)	22 (6,188)	41 (8,401)
18	—	8 (1,398)	3 (56)	4 (685)	13 (919)	28 (3,058)
19	1 (60)	3 (186)	4 (59)	—	5 (324)	13 (629)
20	—	3 (722)	4 (37)	3 (335)	12 (1,722)	22 (2,816)
21	—	2 (21)	3 (49)	1 (171)	8 (2,353)	14 (2,594)
22	1 (159)	4 (803)	1 (14)	—	3 (5)	9 (981)
23	1 (2)	—	6 (211)	—	10 (2,534)	17 (2,746)
24	—	4 (145)	2 (122)	—	15 (4,468)	21 (4,735)
25	1 (195)	1 (6)	2 (75)	—	10 (2,307)	14 (2,583)
26	—	5 (460)	—	—	1 (—)	6 (460)
27	—	4 (251)	1 (27)	—	3 (923)	8 (1,201)
28	1 (10)	—	—	—	1 (A案:1,717) <B案:1,311>	2 (1,727) <1,321>
29	—	—	—	—	—	—
合計	12 (1,412)	42 (5,794)	51 (1,257)	14 (4,273)	199 (43,083) <42,677>	318 (55,818) <55,412>

- (注) 1 総事業費は、行政機関ごとに1億円未満を四捨五入して記載しているため、行政機関ごとの総事業費の合計額と合計欄（右欄）に記載された金額は一致しない場合がある。
- 2 外務省の総事業費は、政府開発援助の供与限度額としている。
- 3 平成25年度における国土交通省の10事業のうち1事業は、事業全体の一部（整備計画区間から既成区間を除いた区間）が評価対象であるが、総事業費は、既成区間と併せて一括採択された事業費である。
- 4 平成26年度における国土交通省の1事業は、実施計画調査段階であり、事業の具体的な内容の検討を行っていた状況であり、総事業費については未定であったことから、総事業費は計上していない。
- 5 平成28年度における国土交通省の1事業は、ダム検証を進めるに当たり、現在保有している技術情報等の範囲内で、漏水対策容量をダムで確保する案（A案）及び漏水対策容量を近隣の湖で確保する案（B案）について、ダム諸元の設定を行い、当該2つの案を検討対象としていることから、本表においても2案における総事業費を記載している。
- 6 合計欄における（）内の数値は、平成28年度における国土交通省の1事業がA案の場合のものであり、<>内の数値は、B案の場合のものである。

### (3) 政策評価結果の政策への反映状況

#### ア 政策評価結果を踏まえた予算概算要求等への反映

各行政機関が行った政策評価結果の政策への反映状況については、表5のとおりとなっている。

##### (7) 事前評価

事前評価が行われた政策については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算概算要求等に反映することとしており、このうち予算概算要求に反映したものは、186件となっている。

##### (4) 事後評価

事後評価が行われた政策については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが892件、評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたものが47件、予算概算要求へ反映したものが295件となっている。

このうち、目標管理型の政策評価（300件）及び未着手・未了の事業（公共事業、政府開発援助）を対象とした評価（586件）の評価結果の政策への反映状況は、次のとおりである。

##### i) 目標管理型の政策評価

目標管理型の政策評価については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが261件、評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたものが38件となっており、このうち、評価結果を予算概算要求に反映したものは273件となっている。

また、評価結果を踏まえた事前分析表の変更状況をみると、「達成すべき目標」を変更したものは34件、「測定指標」を変更したものは75件、「達成手段」を変更したものは37件などとなっている。

##### ii) 未着手・未了の事業を対象とした評価

未着手・未了の事業を対象とした評価については、これまでの取組を引き続き推進することとしたものが576件、評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたものが9件、予算概算要求に反映したものが21件となっている。

(表5)

表5 政府全体の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁宮繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	355	80	118	154	79	14	800
政策評価の結果の政策 への反映状況	355	80	118	153	79	14	799
予算概算要求への反映	41	0	97	0	36	12	186

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 （公共事 業、政府開 発援助）を 対象	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）を対 象	計		
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象					
	目標管理型 の政策評価	左記以外							
評価実施件数	300	9	36	11	586	384	1,326		
政策評価の結果の政策 への反映状況	300	9	36	11	586				
これまでの取組を引き 続き推進	261	8	36	11	576				
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	38	0	0	0	9				
評価対象政策 の重点化等	31	0	0	0	0				
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	1	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
その他	1	1	0	0	1				
予算概算要求への反映	273	1	0	0	21				
事前分析表の変更	92								
達成すべき目標を変更	34								
測定指標を変更	75								
達成手段を変更	37								
その他の変更	35								
事前分析表の変更なし	150								
未定・検討中等	57								

- （注） 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算概算要求等に反映することとしている。
- 2 規制を対象とした事前評価のうち1件は、評価は実施したものの、法制的な観点から新たな規制を課すことは不適切であるとして、政令改正を行わないこととしたものである。
- 3 事前評価の結果、平成30年度機構・定員要求に反映したものは1件（定員要求1件）である。
- 4 事後評価の結果、平成30年度機構・定員要求に反映したものは78件（機構要求22件、定員要求75件）である。
- 5 「評価対象政策の改善・見直しを実施」のうち、「評価対象政策の重点化等」は、既存事業等を廃止・縮小し新規事業等を創設・拡充したものの、複数事業の統合により効率化を図ったもの等である。
- 6 「評価対象政策の改善・見直しを実施」には、「評価対象政策の重点化等」及び「評価対象政策の一部の廃止、休止又は中止」に該当するもののほか、既存の政策の拡充又は新規の政策の創設をしたものが含まれる（目標管理型の政策評価6件、未着手・未了の事業9件）。
- 7 「事前分析表の変更」の件数は、「達成すべき目標を変更」、「測定指標を変更」、「達成手段を変更」又は「その他の変更」をした政策の実数である。
- 8 「未定・検討中等」は、政策評価を実施した後当該政策に係る事前分析表を作成していない、政策評価の対象が前年度と異なるために変更の対象となる事前分析表を作成できない等の理由により、評価結果を踏まえた事前分析表の変更の内容が未定・検討中等のものである。
- 9 復興庁は、平成29年度の評価対象政策がないため、行政機関別の表は未作成である。
- 10 各行政機関における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/100319\\_029.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/100319_029.html)）参照



表5-1 内閣府の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	7	0	3	0	0	10
政策評価の結果の政策 への反映状況	0	7	0	3	0	0	10
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 （公共事 業、政府開 発援助）を 対象	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）を対 象	計	
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象				
	目標管理型 の政策評価	左記以外						
評価実施件数	32	1	0	0	0	0	33	
政策評価の結果の政策 への反映状況	32	1	0	0	0	0		
これまでの取組を引き続 き推進	28	0	0	0	0	0		
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	3	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の重点化等	2	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	1	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0	0		
その他	1	1	0	0	0	0		
予算概算要求への反映	31	0	0	0	0	0		
事前分析表の変更	8							
達成すべき目標を変更	2							
測定指標を変更	5							
達成手段を変更	2							
その他の変更	2							
事前分析表の変更なし	22							
未定・検討中等	1							

（注）1 事後評価の「政策評価の結果の政策への反映状況」の「その他」は、①事業実施主体の移行により、施策が終了したもの及び②予定どおり施策が終了したものである。

2 事後評価の結果、平成30年度機構・定員要求に反映したものは3件(定員要求3件)である。

3 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546820.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546820.pdf))参照

表5-2 宮内庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策 への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 （公共事 業、政府開 発援助）を 対象	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）を対 象	計	
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象				
	目標管理型 の政策評価	左記以外						
評価実施件数	0	1	0	0	0	0	1	
政策評価の結果の政策 への反映状況	0	1	0	0	0	/		
これまでの取組を引き続 き推進	0	1	0	0	0			
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0			
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0			
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0			
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0			
事前分析表の変更	0	/						
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	0							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	0							
未定・検討中等	0							

（注） 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546825.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546825.pdf)）参照

表5-3 公正取引委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
 (事前評価)

(単位:件)

	公共事業 (官庁営繕 事業等を含 む)を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策 への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価)

(単位:件)

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 (公共事 業、政府開 発援助)を 対象	完了後・終 了時の事業 等(研究開 発、公共事 業等)を対 象	計	
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象				
	目標管理型 の政策評価	左記以外						
評価実施件数	1	0	0	0	0	0	1	
政策評価の結果の政策 への反映状況	1	0	0	0	0	/		
これまでの取組を引き続 き推進	1	0	0	0	0			
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0			
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0			
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0			
予算概算要求への反映	1	0	0	0	0			
事前分析表の変更	1	/						
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	1							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	0							
未定・検討中等	0							

(注) 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546826.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546826.pdf)) 参照

表5-4 国家公安委員会・警察庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
 （事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
	評価実施件数	0	0	0	20	0	
政策評価の結果の政策 への反映状況	0	0	0	20	0	0	20
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 （公共事 業、政府開 発援助）を 対象	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）を対 象	計		
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象					
	目標管理型 の政策評価	左記以外							
評価実施件数	18	1	1	0	0	0	20		
政策評価の結果の政策 への反映状況	18	1	1	0	0				
これまでの取組を引き続 き推進	18	1	1	0	0				
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0				
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0				
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0				
予算概算要求への反映	17	0	0	0	0				
事前分析表の変更	6								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	2								
達成手段を変更	3								
その他の変更	4								
事前分析表の変更なし	12								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の結果、平成30年度機構・定員要求に反映したものは11件（機構要求1件、定員要求10件）である。

2 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546827.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546827.pdf))参照

表5-5 個人情報保護委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策 への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 （公共事 業、政府開 発援助）を 対象	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）を対 象	計		
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象					
	目標管理型 の政策評価	左記以外							
評価実施件数	4	0	0	0	0	0	4		
政策評価の結果の政策 への反映状況	4	0	0	0	0				
これまでの取組を引き続 き推進	4	0	0	0	0				
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0				
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0				
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0				
予算概算要求への反映	3	0	0	0	0				
事前分析表の変更	2								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	2								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	2								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の結果、平成30年度機構・定員要求に反映したものは2件（機構要求1件、定員要求2件）である。

2 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546828.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546828.pdf))参照

表5-6 金融庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
	評価実施件数	0	2	0	6	0	
政策評価の結果の政策 への反映状況	0	2	0	6	0	0	8
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 （公共事 業、政府開 発援助）を 対象	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）を対 象	計		
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象					
	目標管理型 の政策評価	左記以外							
評価実施件数	20	0	0	0	0	0	20		
政策評価の結果の政策 への反映状況	20	0	0	0	0				
これまでの取組を引き続 き推進	0	0	0	0	0				
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	20	0	0	0	0				
評価対象政策 の重点化等	20	0	0	0	0				
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0				
予算概算要求への反映	14	0	0	0	0				
事前分析表の変更	20								
達成すべき目標を変更	20								
測定指標を変更	20								
達成手段を変更	20								
その他の変更	20								
事前分析表の変更なし	0								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の結果、平成30年度機構・定員要求に反映したものは10件（機構要求3件、定員要求10件）である。

2 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546829.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546829.pdf))参照

表5-7 消費者庁の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	0	0	2	0	0	2
政策評価の結果の政策 への反映状況	0	0	0	2	0	0	2
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 （公共事 業、政府開 発援助）を 対象	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）を対 象	計		
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象					
	目標管理型 の政策評価	左記以外							
評価実施件数	10	0	0	0	0	0	10		
政策評価の結果の政策 への反映状況	10	0	0	0	0				
これまでの取組を引き続 き推進	9	0	0	0	0				
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	1	0	0	0	0				
評価対象政策 の重点化等	1	0	0	0	0				
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0				
予算概算要求への反映	10	0	0	0	0				
事前分析表の変更	10								
達成すべき目標を変更	1								
測定指標を変更	9								
達成手段を変更	3								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	0								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の結果、平成30年度機構・定員要求に反映したものは5件（定員要求5件）である。

2 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546830.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546830.pdf))参照

表5-9 総務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）						計
	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	
評価実施件数	0	6	4	7	0	0	17
政策評価の結果の政策 への反映状況	0	6	4	7	0	0	17
予算概算要求への反映	0	0	4	0	0	0	4

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 （公共事 業、政府開 発援助）を 対象	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）を対 象	計		
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象					
	目標管理型 の政策評価	左記以外							
評価実施件数	6	0	0	0	0	2	8		
政策評価の結果の政策 への反映状況	6	0	0	0	0				
これまでの取組を引き続 き推進	4	0	0	0	0				
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	2	0	0	0	0				
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0				
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0				
予算概算要求への反映	6	0	0	0	0				
事前分析表の変更	5								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	5								
達成手段を変更	1								
その他の変更	3								
事前分析表の変更なし	1								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の結果、平成30年度機構・定員要求に反映したものは2件（機構要求1件、定員要求2件）である。

2 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546831.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546831.pdf))参照



表5-10 公害等調整委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
 (事前評価)

(単位:件)

	公共事業 (官庁営繕 事業等を含 む)を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	0	0	0	0	0	0
政策評価の結果の政策 への反映状況	0	0	0	0	0	0	0
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

(事後評価)

(単位:件)

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 (公共事 業、政府開 発援助)を 対象	完了後・終 了時の事業 等(研究開 発、公共事 業等)を対 象	計		
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象					
	目標管理型 の政策評価	左記以外							
評価実施件数	4	0	0	0	0	0	4		
政策評価の結果の政策 への反映状況	4	0	0	0	0	/			
これまでの取組を引き続 き推進	4	0	0	0	0				
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0				
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0				
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0				
予算概算要求への反映	3	0	0	0	0				
事前分析表の変更	1	/							
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	1								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	3								
未定・検討中等	0								

(注) 1 事後評価の結果、平成30年度機構・定員要求に反映したものは1件(定員要求1件)である。

2 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546832.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546832.pdf))参照

表5-11 法務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
	評価実施件数	0	0	0	9	0	
政策評価の結果の政策 への反映状況	0	0	0	9	0	2	11
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	2	2

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 （公共事 業、政府開 発援助）を 対象	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）を対 象	計	
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象				
	目標管理型 の政策評価	左記以外						
評価実施件数	13	0	0	0	0	4	17	
政策評価の結果の政策 への反映状況	13	0	0	0	0			
これまでの取組を引き続 き推進	13	0	0	0	0			
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0			
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0			
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0			
予算概算要求への反映	13	0	0	0	0			
事前分析表の変更	7							
達成すべき目標を変更	6							
測定指標を変更	3							
達成手段を変更	0							
その他の変更	3							
事前分析表の変更なし	6							
未定・検討中等	0							

（注）1 事後評価の結果、平成30年度機構・定員要求に反映したものは1件（機構要求1件）である。

2 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546833.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546833.pdf))参照

表5-12 外務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁宮繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
	評価実施件数	0	0	0	0	79	
政策評価の結果の政策 への反映状況	0	0	0	0	79	0	79
予算概算要求への反映	0	0	0	0	36	0	36

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 （公共事 業、政府開 発援助）を 対象	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）を対 象	計
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象			
	目標管理型 の政策評価	左記以外					
評価実施件数	12	0	0	0	23	0	35
政策評価の結果の政策 への反映状況	12	0	0	0	23		
これまでの取組を引き続 き推進	12	0	0	0	22		
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	1		
予算概算要求への反映	10	0	0	0	0		
事前分析表の変更	4						
達成すべき目標を変更	3						
測定指標を変更	3						
達成手段を変更	3						
その他の変更	0						
事前分析表の変更なし	5						
未定・検討中等	3						

（注）1 事後評価の「政策評価の結果の政策への反映状況」の「その他」は、政府開発援助について貸付けを完了したものである。

2 事後評価の結果、平成30年度機構・定員要求に反映したものは9件（機構要求4件、定員要求9件）である。

3 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546835.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546835.pdf)）参照

表5-13 財務省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	0	0	4	0	0	4
政策評価の結果の政策 への反映状況	0	0	0	4	0	0	4
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 （公共事 業、政府開 発援助）を 対象	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）を対 象	計		
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象					
	目標管理型 の政策評価	左記以外							
評価実施件数	30	0	0	1	0	0	31		
政策評価の結果の政策 への反映状況	30	0	0	1	0				
これまでの取組を引き続 き推進	30	0	0	1	0				
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0				
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0				
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0				
予算概算要求への反映	18	0	0	0	0				
事前分析表の変更	1								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	0								
達成手段を変更	0								
その他の変更	1								
事前分析表の変更なし	29								
未定・検討中等	0								

（注）1 事後評価の結果、平成30年度機構・定員要求に反映したものは5件（機構要求4件、定員要求5件）である。

2 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546836.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546836.pdf))参照

表5-14 文部科学省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
	評価実施件数	0	2	6	4	0	
政策評価の結果の政策 への反映状況	0	2	6	4	0	0	12
予算概算要求への反映	0	0	6	0	0	0	6

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 （公共事 業、政府開 発援助）を 対象	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）を対 象	計
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象			
	目標管理型 の政策評価	左記以外					
評価実施件数	6	0	0	0	0	0	6
政策評価の結果の政策 への反映状況	6	0	0	0	0		
これまでの取組を引き続 き推進	3	0	0	0	0		
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	3	0	0	0	0		
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算概算要求への反映	6	0	0	0	0		
事前分析表の変更	5						
達成すべき目標を変更	1						
測定指標を変更	4						
達成手段を変更	2						
その他の変更	0						
事前分析表の変更なし	1						
未定・検討中等	0						

（注）1 事後評価の結果、平成30年度機構・定員要求に反映したものは1件（定員要求1件）である。

2 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546837.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546837.pdf))参照

表5-15 厚生労働省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）  
（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	10	11	28	29	0	0	78
政策評価の結果の政策 への反映状況	10	11	28	28	0	0	77
予算概算要求への反映	10	0	28	0	0	0	38

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 （公共事 業、政府開 発援助）を 対象	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）を対 象	計		
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象					
	目標管理型 の政策評価	左記以外							
評価実施件数	14	2	0	0	15	176	207		
政策評価の結果の政策 への反映状況	14	2	0	0	15				
これまでの取組を引き続 き推進	13	2	0	0	15				
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	1	0	0	0	0				
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0				
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0				
予算概算要求への反映	14	1	0	0	0				
事前分析表の変更	6								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	4								
達成手段を変更	0								
その他の変更	2								
事前分析表の変更なし	0								
未定・検討中等	8								

（注）1 事後評価の結果、平成30年度機構・定員要求に反映したものは3件（定員要求3件）である。

2 規制を対象とした事前評価のうち1件は、評価は実施したものの、法制的な観点から新たな規制を課すことは不適切であるとして、政令改正を行わないこととしたため、「政策評価の結果の政策への反映状況」には含まれていない。

3 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546838.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546838.pdf)）参照

表5-16 農林水産省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
	評価実施件数	176	6	8	9	0	
政策評価の結果の政策 への反映状況	176	6	8	9	0	0	199
予算概算要求への反映	13	0	8	0	0	0	21

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 （公共事 業、政府開 発援助）を 対象	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）を対 象	計		
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象					
	目標管理型 の政策評価	左記以外							
評価実施件数	3	0	0	8	88	100	199		
政策評価の結果の政策 への反映状況	3	0	0	8	88				
これまでの取組を引き続 き推進	1	0	0	8	79				
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	2	0	0	0	9				
評価対象政策 の重点化等	2	0	0	0	0				
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0				
予算概算要求への反映	3	0	0	0	11				
事前分析表の変更	0								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	0								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	3								
未定・検討中等	0								

（注） 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546839.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546839.pdf)）参照

表5-17 経済産業省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	29	15	12	0	0	56
政策評価の結果の政策 への反映状況	0	29	15	12	0	0	56
予算概算要求への反映	0	0	15	0	0	0	15

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 （公共事 業、政府開 発援助）を 対象	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）を対 象	計	
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象				
	目標管理型 の政策評価	左記以外						
評価実施件数	27	0	1	0	1	0	29	
政策評価の結果の政策 への反映状況	27	0	1	0	1			
これまでの取組を引き続 き推進	27	0	1	0	1			
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0			
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0			
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0			
予算概算要求への反映	27	0	0	0	1			
事前分析表の変更	10							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	10							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	16							
未定・検討中等	1							

（注）1 事後評価の結果、平成30年度機構・定員要求に反映したものは15件（機構要求4件、定員要求15件）である。

2 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546840.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546840.pdf))参照



表5-18 国土交通省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	168	10	44	37	0	12	271
政策評価の結果の政策 への反映状況	168	10	44	37	0	12	271
予算概算要求への反映	18	0	23	0	0	10	51

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 （公共事 業、政府開 発援助）を 対象	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）を対 象	計		
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象					
	目標管理型 の政策評価	左記以外							
評価実施件数	44	4	34	1	459	102	644		
政策評価の結果の政策 への反映状況	44	4	34	1	459				
これまでの取組を引き続 き推進	44	4	34	1	459				
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0				
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0				
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0	0				
予算概算要求への反映	44	0	0	0	9				
事前分析表の変更	0								
達成すべき目標を変更	0								
測定指標を変更	0								
達成手段を変更	0								
その他の変更	0								
事前分析表の変更なし	0								
未定・検討中等	44								

（注）1 事前評価の結果、平成30年度機構・定員要求に反映したものは1件（定員要求1件）である。

2 事後評価の結果、平成30年度機構・定員要求に反映したものは4件（機構要求1件、定員要求3件）である。

3 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546841.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546841.pdf)）参照

表5-19 環境省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	1	4	0	9	0	0	14
政策評価の結果の政策 への反映状況	1	4	0	9	0	0	14
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 （公共事 業、政府開 発援助）を 対象	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）を対 象	計	
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象				
	目標管理型 の政策評価	左記以外						
評価実施件数	26	0	0	1	0	0	27	
政策評価の結果の政策 への反映状況	26	0	0	1	0			
これまでの取組を引き続 き推進	20	0	0	1	0			
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	6	0	0	0	0			
評価対象政策 の重点化等	6	0	0	0	0			
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0			
予算概算要求への反映	26	0	0	0	0			
事前分析表の変更	0							
達成すべき目標を変更	0							
測定指標を変更	0							
達成手段を変更	0							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	26							
未定・検討中等	0							

（注）1 事後評価の結果、平成30年度機構・定員要求に反映したものは1件（機構要求1件、定員要求1件）である。

2 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546842.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546842.pdf))参照

表5-20 原子力規制委員会の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
評価実施件数	0	0	0	3	0	0	3
政策評価の結果の政策 への反映状況	0	0	0	3	0	0	3
予算概算要求への反映	0	0	0	0	0	0	0

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 （公共事 業、政府開 発援助）を 対象	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）を対 象	計	
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象				
	目標管理型 の政策評価	左記以外						
評価実施件数	6	0	0	0	0	0	6	
政策評価の結果の政策 への反映状況	6	0	0	0	0	/		
これまでの取組を引き続 き推進	6	0	0	0	0			
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0			
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0			
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0			
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0			
その他	0	0	0	0	0			
予算概算要求への反映	6	0	0	0	0			
事前分析表の変更	6	/	/	/	/			/
達成すべき目標を変更	1							
測定指標を変更	6							
達成手段を変更	3							
その他の変更	0							
事前分析表の変更なし	0							
未定・検討中等	0							

（注）1 事後評価の結果、平成30年度機構・定員要求に反映したものは5件（機構要求1件、定員要求5件）である。

2 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546843.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546843.pdf))参照

表5-21 防衛省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）

（事前評価）

（単位：件）

	公共事業 （官庁営繕 事業等を含 む）を対象	租税特別措 置等を対象	研究開発を 対象	規制を対象	政府開発援 助を対象	一般分野の 政策を対象	計
	評価実施件数	0	3	13	0	0	
政策評価の結果の政策 への反映状況	0	3	13	0	0	0	16
予算概算要求への反映	0	0	13	0	0	0	13

（事後評価）

（単位：件）

	実施中の政策（未着手・未了除く）				未着手・未 了の事業 （公共事 業、政府開 発援助）を 対象	完了後・終 了時の事業 等（研究開 発、公共事 業等）を対 象	計
	一般分野の政策を対象		規制を対象	租税特別措 置等を対象			
	目標管理型 の政策評価	左記以外					
評価実施件数	24	0	0	0	0	0	24
政策評価の結果の政策 への反映状況	24	0	0	0	0	/	
これまでの取組を引き続 き推進	24	0	0	0	0		
評価対象政策の改善・ 見直しを実施	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の重点化等	0	0	0	0	0		
評価対象政策 の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
評価対象政策を廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
その他	0	0	0	0	0		
予算概算要求への反映	21	0	0	0	0		
事前分析表の変更	0	/					
達成すべき目標を変更	0						
測定指標を変更	0						
達成手段を変更	0						
その他の変更	0						
事前分析表の変更なし	24						
未定・検討中等	0						

（注） 政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000546844.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000546844.pdf)）参照

## イ 政策評価結果を踏まえた政策への反映事例

政策評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを実施することとした政策の反映状況の事例は、表6のとおりとなっている。

(表 6)

表 6 政策評価結果を踏まえた政策への反映の事例

### ○ 評価対象政策の改善・見直しを実施することとしたもの

名称	評価結果を踏まえた政策への反映状況（主なもの）
林業の持続かつ健全な発展 〔農林水産省〕	<p>【評価結果を踏まえ、事業の実施方法を見直したもの】</p> <p>本政策のうち本施策が達成すべき目標「人材の育成及び活動推進」に係る測定指標「安全かつ効率的な技術を有する新規就業者数（林業作業士（フォレストワーカー）1年目研修生の育成人数）」の目標値は、毎年1,200人と設定されているが、平成28年度の実績は896人と目標を下回った上、前年度実績（1,114人）も下回った。</p> <p>こうした状況を改善するため、問題の要因分析を行ったところ、i) 林業事業体が全国森林組合連合会に申請する際の指導費（講師、事務費）等の算定方法が研修区分ごとの算定となっており、柔軟なものとなっていないこと、ii) 体力や健康上の理由から研修途中で退職してしまう者がいるなど年度末までに終了できた研修生が想定より少なかったこと等が要因であると考えられた。</p> <p>このため、より効果的・効率的に事業を実施するため、指導費等の算定方法を研修区分にかかわらずまとめて助成できるよう柔軟なものにするとともに、年間を通じて適切に研修生を育成できる林業事業体であるか等について事前審査を厳格に行うなどの事業改善を実施し、目標とする1,200人の育成人数を達成できるようにした。</p>
経済のグリーン化の推進 〔環境省〕	<p>【評価結果を踏まえ、ガイドラインの改正に向け取り組んでいるもの】</p> <p>本政策のうち本施策が達成すべき目標「税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する」に係る測定指標「環境報告書<sup>(注)</sup>公表企業割合（上場企業/非上場企業）（%）」については、平成24年度実績71.1%/31.5%（上場企業/非上場企業）から毎年減減しており、27年度実績では59.9%/26.2%となっており、31年度までに80%/30%を達成するという目標達成に向けて進捗が芳しくない状況にある。</p> <p>この問題については、測定指標に係る調査方法の変更という事情や、企業における環境報告書の作成・公表を促進するための「環境報告ガイドライン」が、平成24年度改訂時から相当程度期間が経過しており、この間の持続可能な社会への移行に伴う企業を取り巻く環境が変化していること等が一因として考えられた。</p> <p>こうした状況を踏まえ、現在の「環境報告ガイドライン」を社会環境の変化に合ったものとするため、その改定に向けた「環境報告等ガイドライン改定に関する検討会」を平成29年10月に立ち上げ、検討しているところである。</p> <p>(注) 「環境報告書」とは、名称や報告を発信する媒体を問わず、企業が、環境保全に関する方針・目標・計画、環境マネジメントに関する状況（環境マネジメントシステム、法規制遵守、環境保全技術開発等）、環境負荷の低減に向けた取組の状況（CO2排出量の削減、廃棄物の排出抑制等）等について取りまとめ、定期的に公表するもの。企業の環境配慮の取組を促すとともに、企業とステークホルダー間の対話を促進する手段の一つとなる。</p>

## 2 評価専担組織としての総務省が行う政策の評価

### (1) 政策の評価に関する計画

各行政機関の枠を超えた評価専担組織としての総務省は、法第12条において、i) 各行政機関の政策について、政府全体としての統一性を確保する見地から、又は総合的な推進を図る見地から、統一性又は総合性を確保するための評価を行う（第1項）とともに、ii) 各行政機関の政策評価の実施状況を踏まえ、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行う（第2項）ことと規定されている。これらの評価に関しては、法第13条第1項において、総務大臣は、毎年度、当該年度以降の3年間についての法第12条第1項及び第2項の規定による評価に関する計画を定めなければならないとされ、また、法第13条第2項において、この計画で定めなければならない事項が規定されている。

総務省は、平成29年度以降の3年間についての政策の評価に関する計画を、以下のとおり定め、29年4月策定の行政評価等プログラムに掲載し、法第12条の規定に基づく評価を重点的かつ計画的に実施することとしている（表7）。

表7 総務省が行う政策の評価に関する計画

計画の名称	総務省が行う政策の評価に関する計画
計画の主な規定内容	<p>① 評価の実施に関する基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各行政機関の政策について、重要性・必要性等を見極めた上で統一性を確保するための評価（統一性確保評価）又は総合性を確保するための評価（総合性確保評価）を積極的に実施する。</li> <li>○ 政策評価の客観性を担保するための評価活動については、次のとおり取り組む。また、政策評価の改善方策の検討状況も踏まえつつ、点検の一段の見直し・改善に向けた検討を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局等の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。</li> <li>② 各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。</li> </ul> </li> </ul>
	<p>② 平成29年度から31年度までの3年間に実施又は実施を検討する評価のテーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統一性又は総合性を確保するための評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 平成28年度から引き続き実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グローバル人材育成の推進に関する政策評価</li> <li>・ 農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価</li> <li>・ クールジャパンの推進に関する政策評価</li> </ul> </li> <li>イ 平成29年度から実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性活躍の推進に関する政策評価</li> <li>・ 高度外国人材の受入れに関する政策評価</li> <li>・ 地籍整備の推進に関する政策評価</li> </ul> </li> <li>ウ 平成30、31年度から実施を検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者施策に関する政策評価</li> <li>・ 地理空間情報に関する政策評価</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
	<p>③ 評価の実施に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議する。</li> <li>○ 勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。</li> <li>○ 「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。</li> </ul>

なお、総務省は、法第13条に基づく計画について、行政を取り巻く情勢の変化を踏まえて毎年度ローリング方式による見直し・改定を行っており、平成30年度以降3年間で実施する予定の政策の評価のテーマ等については、30年4月策定の行政評価等プログラムに掲載し、公表している。また、これらについては、以下のホームページで国民からの

意見・要望を広く求めている。

([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/kyotsu\\_n/gyouseihyouka\\_pg.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/kyotsu_n/gyouseihyouka_pg.html))

## (2) 政策の評価の実施状況等

### ア 統一性又は総合性を確保するための評価

総務省は、平成 29 年度において、統一性又は総合性を確保するための評価について 6 テーマ実施した。

このうち、「クールジャパンの推進」及び「グローバル人材育成の推進」の 2 テーマについては、評価結果を取りまとめ、当該評価の結果を政策に反映させるために必要な措置をとるべきことを関係行政機関の長に勧告し、評価書とともに公表した（表 8 及び 9）。

さらに「グローバル人材育成の推進」については、評価結果の政策への反映状況が総務省に報告されている（表 9）。

そのほかの 4 テーマについては、評価を実施中である（表 10）。

表8 評価結果を取りまとめ、公表したテーマ

テーマ名	クールジャパンの推進に関する政策評価（総合性確保評価） (勧告・公表日：平成 30 年 5 月 18 日)
関係行政機関	文部科学省、農林水産省、経済産業省

(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを勧告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果
<p>○ 評価の観点 クールジャパン関連施策等について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価</p> <p>○ 評価の結果及び勧告の概要 日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においては、「クールジャパンの推進」について 5 つの成果目標が設定されており、その達成状況（①放送コンテンツ関連海外売上高、②訪日外国人旅行者数及び③観光収入のアジアでのランキングに係る成果目標は目標達成。④農林水産物・食品の輸出額に係る成果目標は中間目標達成。⑤日本産酒類の輸出額の伸び率に係る成果目標は目標達成に向けて進展。）及びクールジャパン関連施策等の実施状況を踏まえると、クールジャパンの推進に関する政策は全体として相当程度進展していると認められる。一方、一部のクールジャパン関連施策等については改善すべき課題がみられた。</p> <p>(1) コンテンツ等のローカライズ・プロモーションへの支援 総務省及び経済産業省<sup>(注1)</sup>は、コンテンツのローカライズ（字幕作成・音声吹き替え等）やコンテンツを活用した海外プロモーション（PR・イベントの実施等）に要する費用の一部を補助する「ローカライズ・プロモーションへの支援」を平成 25 年度から実施している。</p> <p>同事業の補助を受けた 766 事業者に対して書面調査したところ、504 事業者から回答が得られた。このうち、「補助によりローカライズを実施」と回答した 220 事業者についてみると、補助により初めてローカライズを実施し、かつ、今後補助を受けなくてもローカライズを実施予定とした事業者は 88 事業者（40.0%）であった。</p> <p>一方、補助を受ける前からローカライズを実施し、かつ、今後補助を受けなくてもローカライズを実施予定とした事業者は 84 事業者（38.2%）であり、結果として、新規性が低い事業が補助対象となっていた実態もあった。</p> <p>また、504 事業者のうち「補助によりプロモーションを実施」と回答した 289 事業者についても同様の傾向がみられた。こうしたこと等を踏まえると、経済産業省は、コンテンツ等の海外展開に資するため、その支援策について、「呼び水効果」が高いと考えられる新規事業への支援を中心とするなど、より効果的・効率的な支援となるよう検討を進める必要がある。</p>

(2) 農林水産物・食品等の輸出環境整備  
 農林水産物・食品等の地理的表示<sup>(注2)</sup>については、高いレベルでの相互保護を行うことでEUと交渉妥結しているところ、地理的表示の相互保護に係る国際約束を交わした輸出先国においては我が国の真正な製品の地理的表示が保護されることにより他国の製品との差別化が図られることなどから、地理的表示保護制度は海外におけるジャパンプランドの確立にも非常に有効な制度である。

一方、地理的表示保護制度と並んで地域ブランドの確立に有効な制度として、地域団体商標制度<sup>(注3)</sup>がある。

地域団体商標制度については平成18年4月の開始からおおむね12年経過しているのに対し、農林水産物・食品等の地理的表示保護制度は27年6月の開始からおおむね3年しか経過していないことなどから、単純な比較はできないものの、例えば、①茶に関連する地理的表示の登録が2製品であるのに対し、茶に関連する地域団体商標制度の登録は16商標となっており、また、②牛肉に関連する地理的表示の登録が8製品であるのに対し、牛肉に関連する地域団体商標制度の登録は51商標となっていることから、国内の有名産地で生産される茶や牛肉などについて、地理的表示保護制度の更なる活用の余地があると考えられる。

こうしたこと等を踏まえると、農林水産省は、農林水産物・食品等のジャパンプランドの確立に資するため、地域で育まれた農林水産物・食品等への地理的表示保護制度の更なる活用を促進するための取組を行う必要がある。

(3) 日本の文化芸術の発信支援（文化交流使の派遣）

文化庁は、芸術家等の文化交流使を海外に派遣する文化交流使事業を平成15年度から実施している。

文化交流使の活動地域については、文化交流使が、最も効果的に事業を行い得るよう、過去の海外活動実績を踏まえて又は自らのネットワーク等を活用して活動場所等を手配することがある一方、在外公館・国際交流基金海外拠点へのニーズ調査結果等を基に、文化庁が文化交流使に対し、活動地域や活動内容についての提案を積極的に行い、その提案に基づき、文化交流使が活動地域を選ぶことがある。

平成24年度から27年度までの文化交流使の実際の活動地域をみると、大洋州、中南米、中東などへの派遣実績もみられる一方、欧州が全体の57.2%、アジアが同18.4%となっており、欧州・アジアで全体の4分の3を占めている。

こうしたこと等を踏まえると、文部科学省は、日本の文化芸術の発信に資するため、文化交流使の派遣を更に戦略的に進めるための方策を検討し、検討結果を文化交流使事業に反映する必要がある。

(注) 1 「ローカライズ・プロモーションへの支援」には、平成24年度補正予算事業、26年度補正予算事業、27年度補正予算事業、28年度補正予算事業があるところ、総務省は平成24年度補正予算事業のみを実施しており、経済産業省はいずれの事業も実施している。

2 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）に基づく「農林水産物・食品等の地理的表示」とは、農林水産物・食品等（酒類、医薬品等を除く。）の名称で、その名称から①当該製品の生産地を特定でき、②製品の品質等の特性が当該生産地と結びついているということ特定できる名称の表示である。

同法に基づく地理的表示保護制度（平成27年6月1日施行）においては、農林水産大臣による地理的表示の登録が行われると、一定の基準を満たさない農林水産物・食品等については原則としてその地理的表示を使用することができなくなる。

3 地域団体商標制度とは、例えば「〇〇牛」など、地域ブランドとして用いられている一定の要件を満たした「地域の名称及び商品・サービスの名称等」のみからなる商標を、商標法（昭和34年法律第127号）に基づき、事業協同組合等が商標登録できるようにした制度である（平成18年4月1日施行）。

この制度において、地域団体商標の不正使用への対応は商標権者に委ねられている一方、地理的表示保護制度においては、地理的表示の不正使用は行政によって取り締まることができる。

(注) 評価結果の詳細については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka\\_nendo/h30.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h30.html)）参照

表9 評価結果の取りまとめ及びその結果の政策への反映状況を公表したテーマ

<p>テーマ名</p>	<p>グローバル人材育成の推進に関する政策評価（総合性確保評価）          （勸告・公表日：平成29年7月14日）          （回答日：平成30年5月17日）          （公表日：平成30年5月30日）</p>
<p>関係行政機関</p>	<p>文部科学省</p>



(注) 「関係行政機関」欄には、総務省が法第17条第1項の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを報告した行政機関を記載した。

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	グローバル人材育成の推進に関する政策が、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価
○ 評価の結果	<p>グローバル人材育成に関連する政策について、第2期教育振興基本計画において設定された13の成果指標の達成状況は、全体としては進展しており、以下のとおり、個別に改善すべき課題はあるものの、政策効果は一定程度発現している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本人の海外留学の促進に関する成果指標の達成状況は、6万人から5.3万人へと減少している。一方、交換留学など、日本の大学等に在籍した状態で留学する者は6.5万人から8.4万人へと増加している。ただし、当該留学生の大半は現行の成果指標の対象外となっている。</li> <li>また、これらの留学生の約8割が6か月未満の短期留学（かつ多くは1か月未満）で、企業ニーズとはミスマッチが発生している（意識調査を実施した約8割の企業が6か月以上の留学期間が必要としている。）。短期留学が、グローバル人材<sup>(注)</sup>の3要素の向上に対していかなる効果を持つのか、十分な検証が必要である。</li> <li>生徒の英語力の成果指標の伸びは緩やかで、目標達成は極めて困難となっている。また、英検取得に係る支援は地方公共団体の自主的な取組に依拠している。さらに、生徒の英語力については、英検取得「相当者」の判断が教育現場任せであり、判断基準も不統一となっており、適切なPDCAを行う上で問題である。</li> <li>英語教員の英語力についても目標達成は極めて困難となっている。また、英検等取得という成果指標自体に対し、教育現場の理解は不十分である。</li> </ul> <p>(注) 「グローバル人材」とは、「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）において、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、i) 豊かな語学力・コミュニケーション能力、ii) 主体性・積極性、iii) 異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できる人材とされている。</p>

勧告	政策への反映状況
<p>1 日本人大学生等の海外留学の促進</p> <p>文部科学省は、今後必要とされるグローバル人材の育成を推進する観点から、短期留学の政策上の位置付けを明確にした上で、次期教育振興基本計画における海外留学の促進に係る成果指標を検討し、その結果を反映させる必要がある。</p>	<p>平成29年度に実施した委託調査「日本人の海外留学の効果測定に関する調査研究」や既存の調査結果により、 Semester単位（6か月）より短期の海外留学に、学生の語学学習へのモチベーションの向上や異文化理解への意識向上等の効果があることが確認された。特に教育効果の高い短期留学プログラムを抽出して調査したところ、留学の事前・事後の学習が前提とされている、又はカリキュラムとの連携が図られている等の工夫がなされていることが確認された。</p> <p>これらの結果等を踏まえ、第3期教育振興基本計画（答申）（平成30年3月）において、長期留学への支援を引き続き推進していくとともに、短期留学についてもグローバルに活躍する人材の育成に資するものと位置付け、大学等におけるグローバル人材育成プログラムの一環として行われる短期留学の支援、短期留学経験者の学位取得目的の長期留学の促進、短期留学の成果を定着させるための取組への支援等を推進することとした。</p> <p>また、同答申においては、上記の目標に対応する測定指標として、「グローバルに活躍する人材の育成につながる短期留学生を増加させながら、大学等の日本人海外留学生数12万人を引き続き目指す」と設定した。</p>
<p>2 中学校・高等学校の生徒の英語力の向上</p> <p>文部科学省は、次期教育</p>	<p>第3期教育振興基本計画（答申）においては、生徒の英語力に係る測定指標として、「英語力について、中学校卒業段階でCEFR<sup>(注1)</sup>のA1レベル相当（英検3級等）以上、高等学校卒業段階でA2レベル相当（英検準2級等）以上を達成し</p>

<p>振興基本計画における生徒の英語力強化のための成果指標の設定に当たっては、その達成のための有効な対策及びその達成状況を的確に把握するための措置（現在の「相当者」を含む目標を設定する場合には、統一的な判定方法を示すことを含む。）を講ずる必要がある。</p>	<p>た中高生の割合を50%以上にする」と設定した。</p> <p>この目標達成のため、都道府県教育委員会等に対し、都道府県ごとの目標設定をするよう通知により要請しており、引き続き文部科学省ホームページに都道府県ごとの取組状況を掲載するなどして計画的な取組を促すとともに、英語教育実施状況調査等により生徒の英語力の状況等を把握するなど継続したフォローアップを行い、好事例を普及するなどP D C Aサイクルを確実に構築することとしている。</p> <p>また、測定指標の達成状況を的確に把握するため、「相当者」の判定に当たっては、各中学校・高等学校において統一的な判定が行われるよう、平成30年度中に、都道府県教育委員会等に対して「CAN-DOリスト」形式の学習到達目標<sup>(注2)</sup>などを基に判断する等、判定方法等の周知徹底を図ることとしている。</p> <p>(注) 1 C E F R (外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠)は、語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい包括的な基盤を提供するものとして、欧州域内外で使われている指標</p> <p>2 各中学校・高等学校が学習指導要領に基づき、生徒に求められる英語力を達成するための学習達成目標を具体的に設定するもの</p>
<p>3 中学校・高等学校の英語教員の英語力の向上</p> <p>文部科学省は、次期教育振興基本計画における英語教員に関する成果指標の設定に当たっては、教育現場の理解を得ながら、その達成のための有効な対策を講ずる必要がある。</p>	<p>第3期教育振興基本計画（答申）においては、指標を精選する方針であったこと、また、英語教育の最終的な目標は、生徒の英語力の向上であり、教師の英語力の向上はそのための手段であることから、英語教員の英語力に関する成果指標は設定しないこととした。</p> <p>なお、同計画における測定指標としての設定はないものの、生徒の英語力の向上に係る目標の達成に向けて、教師の英語力・指導力の向上を図ることが必要であることから、引き続き、教員養成課程におけるコア・カリキュラムの普及、活用促進等の教師の養成・採用に係る取組や外部専門機関による「英語教育推進リーダー」の養成等を進めていくとともに、英語教育実施状況調査等により教師の英語力の状況等を把握するなど継続したフォローアップを行うこととしている。</p>

(注) 評価結果及びその結果の政策への反映状況の詳細については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/ketsuka\\_nendo/h29.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h29.html)) 参照

表10 評価を実施中のテーマ

テーマ名	評価計画の概要
<p>農林漁業の6次産業化の推進に関する政策評価（総合性確保評価）</p>	<p>&lt;目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府方針では、6次産業化の目標（K P I）は、市場規模を2020年（平成32年）に10兆円とするなどとされており、直近の実績値は、平成26年度で5.1兆円。他方、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の進捗状況は、「概ね事業計画どおりに事業を実施中」33%、「事業計画に比べ遅れがあるものの事業を実施中」62%であり、「計画した事業が実施されていない」も5%の状況</li> <li>○ 農林漁業の6次産業化の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施</li> </ul> <p>&lt;調査等対象機関&gt;</p> <p>農林水産省、経済産業省、内閣府、総務省、国土交通省、都道府県、市町村、(株)農林漁業成長産業化支援機構、(独)中小企業基盤整備機構、関係団体等</p>
<p>高度外国人材の受入れに関</p>	<p>&lt;目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少子高齢化、人口減少社会が到来する中、イノベーションや生産性向上</li> </ul>

<p>する政策評価 (総合性確保 評価)</p>	<p>の実現に向け、高度外国人材のより積極的な受入れは重要な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)において、高度外国人材の受入拡大の方針とともに、K P Iとして2020年末までに10,000人、2022年末までに20,000人の高度外国人材の認定を目指すことを掲記。目標達成に向けて、入国・在留管理制度上の対応とともに、子供の教育を含む生活環境の整備、企業等における就労環境の整備、外国人留学生への就職支援などの関連施策が総合的に推進され、効果を上げることが求められている。</li> <li>○ 高度外国人材の受入れに関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施</li> </ul> <p>&lt;調査等対象機関&gt; 内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、都道府県、市町村、事業者、関係団体等</p>
<p>地籍整備の推 進に関する政 策評価(総合 性確保評価)</p>	<p>&lt;目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地籍整備については、依然として未整備の国土が広く存在し、全国の地籍調査の進捗率は、平成31年度末までに57%とする目標が設定されているが、28年度末時点で52%にとどまっている。地籍整備の推進は、災害からの迅速な復旧復興や円滑なまちづくり等のためにも重要であり、今後、南海トラフ地震、首都直下地震等を始めとする様々なリスク等を踏まえると、日本国土における地籍整備の更なる加速化が必要な状況</li> <li>○ 地籍整備の推進に関する政策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施</li> </ul> <p>&lt;調査等対象機関&gt; 国土交通省、法務省、都道府県、市町村、関係団体等</p>
<p>女性活躍の推 進に関する政 策評価(総合 性確保評価)</p>	<p>&lt;目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 我が国は、世界に先駆け、人口減少社会に突入し、いかにして労働力人口を維持し、また生産性やイノベーション力を引き上げていけるかが、持続的成長の最大の課題とされている。この課題を解決するためには、働くことを希望する女性が仕事を持つようになるだけでなく、働く女性がその希望に応じ能力を十分に発揮できる働き方を実現できるかが鍵とされている。</li> <li>○ こうした課題に早急に対処し、女性活躍の推進の取組を着実に前進させるため、平成28年4月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)が全面施行。同法では、事業者には、①女性の活躍に関する状況の把握、課題分析、②状況把握、課題分析を踏まえた数値目標等を定めた行動計画の策定・公表、③女性の活躍に関する情報の公表(14項目から任意に選択)が義務付けられている(常時雇用労働者300人以下の事業者は努力義務)。</li> <li>○ 女性活躍の推進に関する政策について、どの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施</li> </ul> <p>&lt;調査等対象機関&gt; 内閣府、厚生労働省、事業者、関係団体等</p>

(注) 行政評価等計画の詳細については、総務省ホームページ ([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/hyouka\\_kansi\\_n/keikaku.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/keikaku.html)) 参照

## イ 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

総務省は、平成 29 年度において、政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動として、表 11 のとおり、各行政機関が実施した政策評価について点検した。

表 11 政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動の実施状況

平成 29 年度における点検活動の実施状況	
【租税特別措置等に係る政策評価の点検】	
○ 目的	租税特別措置等に係る政策評価の点検は、毎年度の税制改正要望の際に各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を対象として、その客観性及び厳格性についての点検を実施することで、税制改正作業に対し有用な情報を提供するとともに、国民への説明責任を果たすことを目的としている。
○ 点検活動の概要	平成 29 年度において、各行政機関（11 行政機関）が実施した租税特別措置等に係る政策評価は 91 件（事前評価 80 件、事後評価 11 件）であった。事前評価のうち、その実施が義務付けられている法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策評価 40 件（9 行政機関）について重点的に点検を実施し、平成 29 年 11 月 17 日に点検結果を税制改正作業に提供するとともに、各行政機関に通知し、公表した。 点検に当たっては、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承）において評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的に向けた手段としての「有効性」に重点を置き、点検項目として「達成目標」、「過去の適用数」、「将来の適用数」、「過去の減収額」、「将来の減収額」、「過去の効果」及び「将来の効果」を設定した。
○ 主な点検結果	点検の結果、全部の点検項目において一定の分析はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきものが 1 件あったが、残りの 39 件は全部又は一部の点検項目において分析・説明の内容が不十分であった。 また、客観的なデータがその算定根拠とともに示されていないものの割合を点検項目別にみると、達成目標は 52.5%（21/40 件）、過去の適用数は 38.0%（8/21 件）、将来の適用数は 40.0%（16/40 件）、過去の減収額は 38.0%（8/21 件）、将来の減収額は 40.0%（16/40 件）、過去の効果は 47.6%（10/21 件）、将来の効果は 82.5%（33/40 件）であった。そのほか、一部の項目に分析・説明がない項目が残る著しく不十分なものも 8 件あった。 指摘した課題の主な内容は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 過去・将来の適用数が僅少であり、租税特別措置等が目標の達成に十分に寄与し、目標が達成されることが明らかにされていない。</li><li>・ 対象事業等の一部に適用実態・見込みが僅かなものがあり、租税特別措置等が目標の達成に十分に寄与することが明らかにされていない。</li><li>・ 実績が前回評価時の見込みを大幅に下回っており、租税特別措置等が目標の達成に十分に寄与し、目標が達成されることが明らかにされていない。</li><li>・ 外部要因の影響を勘案した租税特別措置等の直接的な効果が明らかにされていない。</li></ul>
(注)	租税特別措置等に係る政策評価の点検結果の詳細については、総務省ホームページ ( <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/108132_1117.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/108132_1117.html</a> ) 参照

## 【公共事業に係る政策評価の点検】

### ○ 目的

公共事業に係る政策評価の点検は、公共事業を所管する各行政機関とは異なる評価専担組織としての立場から、各行政機関が行った公共事業に係る政策評価の実施状況について点検し、評価の見直しや費用対効果分析マニュアル等の改定等の必要な改善を各行政機関に求めるものである。

### ○ 点検の概要

平成 29 年度は、各行政機関が平成 28 年度に実施した公共事業に係る政策評価のうち、前回点検から数年程度経過している事業区分に属し、事業効果として防災に関する効果が含まれるなど共通性・類似性がある 21 件の評価（事前評価 8 件、再評価 13 件）<sup>(注1)</sup>を点検対象として、個別事業の評価の客観性・合理性の検証、複数の事業の評価の比較等することにより、課題の検討等を実施した。<sup>(注2)</sup>

点検結果は、平成 30 年 3 月 30 日に関係行政機関に通知し、公表した。

### ○ 点検結果の概要

点検を実施した結果、3 件について個別事業の評価の見直しを求めるとともに、4 件について費用対効果分析マニュアル等への反映など、事業区分全体としての評価の取扱い等の見直しを求めた。

主な事例は、以下のとおりである。

- ・ 便益の算定に使用しているデータが、評価時点における事業の実態や現況との間で齟齬が生じている。
- ・ 公表された評価書では、各事業に係る評価内容の記述が全て同一となっており、公表の意義・目的を達し得ないものとなっている。
- ・ 事業の目的が共通する他の事業区分においては事業実施の効果として算定されている効果が算定することとされていない。

また、平成 28 年度の点検（平成 29 年 3 月 30 日通知・公表）における指摘に対する関係行政機関の対応状況は、以下のとおりである。

- ・ 個別の評価に係る指摘 8 件のうち、評価のやり直しなど 7 件が対応済みであり、1 件が対応中
- ・ 事業区分等に共通する指摘 11 件のうち、評価マニュアルの改定や運用改善など 4 件が対応済みであり、7 件が対応中

- (注) 1 事業区分は、事業の種類を示す区分。農林水産省所管の 6 事業区分 12 件、国土交通省所管の 3 事業区分 9 件を点検対象として選定
- 2 現地調査機能（平成 29 年 8 月から 11 月にかけて、関東、中部、近畿及び九州の 4 管区行政評価局）を活用した情報収集・分析を行うとともに、政策評価審議会委員の知見も得つつ点検を実施
- 3 公共事業に係る政策評価の点検結果（平成 30 年 3 月 30 日通知・公表）の詳細については、総務省ホームページ（[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000540530.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000540530.pdf)）参照

